男女貞潔之理想　會長 島田三郎

公娼廢止之主張　副會長 安部磯雄

6－469

明治四十四年八月一日創刊
大正七年十一月一日第三種郵便物認可
（大正十一年二月十日印刷）
（大正十一年二月十日發行）
（毎月一回十日發行）

廓清

第十二卷 第二號

東京 廓清會本部 發行

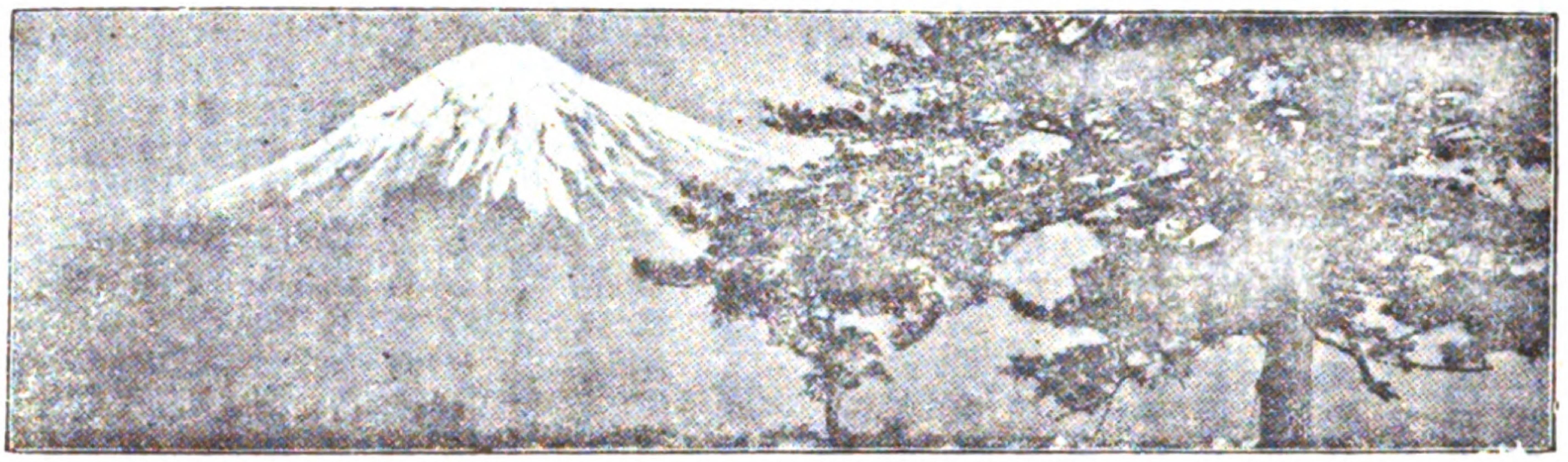
清掃の效果
驚くばかり

科學的立脚地より見たる此齒磨の優秀さは、貴方の御使用によつて、愈明確に立證され得る事を信じます。

ライオン煉齒磨

チューブ入！





平和的精神の徹底的歸結

廓清會長　島田三郎

□普通選擧の斷行を要す

往時を顧るに、强兵を第一の要件として國力の輕重を計ることは長い歷史的事實で、歷史は卽政史であり又戰史であつた。此時代に於ては兵力に依つて國力を增加したのみならず、他國を侵略して其土地の富を我に收め、之に依つて更に國土を擴張した。上古より中古に至る迄、大國とは此種のものであつて、此間に一時に文化を高むるを得たのである、東洋に於ては秦の始皇、漢の武帝の如き、歐洲に於ては羅馬の事蹟の如きが卽ち是である。

此時代に於ては戰敗國は戰勝國の貨物と同一視せられ、土地も人民も擧げて其所有となつたから强國は卽ち富國であり、又文化の國であつた。幾多の年代を經て社會觀、人生觀一變し、境遇を異にして貴賤貧富の別があるけれども人として同等の人たる性格を認めらるゝに至つた。是れ人の立志に機會均等を與ふる現今の政治觀である。同一の原理が國際間に應用せられて未だ充分なる發達を見るに至らぬけれども此傾向は近代最も顯著である。國際公德の精神は基礎を此處に置くものである。小國も大國も强國も弱國も、苟も獨立の國をなすものは大體に於て同等の待遇を受くる。强者が弱者を虐げんとすれば他の諸國聯合の力を以て此勢に對する、實際に於ては尙ほ未だ此の如き地位に達しないけれども、主義に於て此理を認むるに至つたのは人生の進步である。此主義に違ふ國は强國と雖も遂に永久の發展を遂ぐることが出來ず、此の旨を奉ずるものは小國と雖も目前に侵略を免れる。國際聯盟の組織は世界大勢の產物で、此義を最も多く含むものである。吾等は此孤兒が世界文化の氣風に保養され健全に發育し不足と缺陷を補ひ、以て偉丈夫として成長せんことを渴望する。而して我帝國が此見地に立ち東洋の指導者として切に文化の進步を圖らんことを欲するも

のである。

此目的に關して種々の題目があらうが、吾等は目前の要目の一として憲法政治の完成を圖る一段階たらしめんが爲めに選擧權の普及、卽ち普通選擧を希望せざるを得ない。

予は既に曩に白耳義、和蘭の兩國が國小に兵少くして、而かも一は凶暴の獨逸に抗し、一は獨帝の引渡を拒んで共に國家としての儼然たる態度を取つたことは其國民の平生養ふ所が深くして、事あるの日に操守の堅き結果に外ならぬことを語つたが、誠に其通りであつて、平時に國民を器械的に驅使して變に應ずるの覺悟もなく、機に處するの諒解もなければ其國の品位を維持するに困難である。

□所謂る準備とは何ぞや

頑冥の徒は、國民全體に參政權を與ふるの危險を言ひ、猶ほ其準備無きを言ふけれども、所謂準備とは如何なることであるか。水に入るは危險だからとて、陸上に游泳の術を學び其技の熟するを待つて後に水に入れといはば、誰か其の迂を笑はざるものあらんやとミルトンは嘲つた。豈圖らんや大正の今日我政治家中、自國多數の國民を奴隸視して之を納稅機關となし、人として之を遇せざるものがあらうとは。その爲に氣力無きものは無感覺となり、氣力あるものは不滿の人となり、實際に遠かつて國事に親切なる人とならぬ。此の如きは是れ勢の自然である。

彼等は動もすれば我國が五大國の一となつたと稱して誇るけれども、文化の程度に於て我六千萬の國民中其投票權を有する者が僅に四百萬に止まることは、何處に其誇りの實質を認め得るか。是が內政に於ても國民の國家に對する眞情を冷却せしめ、外邦に對しても大きな侮辱を我移民者が受けなければならぬ場合を見るのである。吾人は列國に向つて我過剩人口を海外に放出する土地を求めねばならぬ事實を卒直に明白に訴へて其諒解を求め、以て平和的膨脹を望むや甚だ切であるが、是と同時に內には我民族の性格と智德とを高めて世界何れの國に在ても文化の國民としての待遇を受くる資質を涵養しなければならぬ。而して普通選擧は正に其道程に進むの第一步である。

華府會議に於ては軍備縮小を中心として列國が其力爭惹起の原因に遡り、各自國際關係の改善に就いて討議するのであるが、從來我國の外交家及び、不適當にも外交に容喙する軍人政論家等は、一は辭令を飾りて圓滑の交際を求めんことをのみ圖り、一は軍備を背景として國家の膨脹を策するが故に、或は日本の外交家等は眞實を語らずと評せられ、或は軍閥が侵略を念とすを稱せられて居る。是等は皆言ふ迄もなく時代錯誤の方針を株守するものであつて、今日最早や之を繰返すべきでない。外國に向つては堂々正義を主張し、苟も理に於て是なりと確信するならば侃々諤々飽迄其主張の貫徹に勉めなければならぬが、それと同時に我に過あらば潔く之を改めるといふ襟度が無くてはならぬ。唯他國の擧作に左右されぬを肝要とするのみである。內に顧れば自國の短所が明瞭であるのに、それをも反省する所無く苟も自國に利とする所は執拗に主張して是が非でも貫くとい

ふ如き横車を推してはならぬ。我の足らざる所は反省して之を補ひ、以て新時代の要求に順應せしむるを堅しとする。現在尚ほ其具體化の上に於て幾多の缺陷あり、我等の十分なる滿足を買ひ難くはあるけれども、而かも兎に角人類平等の觀念に胚胎して國際間に形を成し來れる國際聯盟の如きものあり。そこには小國も大國の間に伍して能く其權利を伸ぶるものあらんとするに、それに參加せる而も世界の五大強國の一を誇る地位に在る我國にして、顧れば未だ階級的政治を脫せず、普通選擧が行はれぬといふ如きは實に人類平等の觀念が內に確立されて居らぬことを示すもので、世界の形勢に對して順應性を缺くの最も甚だしきものであると信ずる。今日の國際間には固より其高遒なる理想の具體化の上に幾多の缺陷がある。即ち皮膚の如何で文明の如何が分るとでも思ふの觀ある人種的差別待遇の如きは其隨一であるが、併し乍ら外に向つて此人種的差別待遇の不合理を叫ぶ我國民が、內に向ひ此同民族同胞に對して、今尚ほ政治的に差別待遇を撤廢することを能はずとせば之を何と評すべきか。世界の列強國民は此矛盾を何と見ると思ふか。予は此意味に於て我國の當局並に國民の一大猛省を冀望する。

明治の革正は幕府積累の腐氣を廓淸一掃して、此に維新の新天地を開き、以て五十年の活動を見た。近時軍閥、官僚、私黨が相續ぎて政界を濁亂し、人心厭倦、世界の變局と相觸れて第二の維新を要求すること極めて痛切である。吾等は維新の當時を回想して理論の世道を指導さるゝの切實なるを感ずる。舊來の陋習破らざるべからず。智識を世界に求めざるべからず。而して聖旨を世界に實行して萬機を公論に決せんと欲せば普通選擧の制度を立てなければならぬ。予の上來主張した所のものは、皆此明治初年の聖旨を大正の時運に活用實行せんと欲するの志に外ならぬものである。

□何の平和の理想ぞ

理は一條路にして內外もなければ古今もない。予は已に國際聯盟の理想を讃し、世界永久の平和を確立せんと欲せば人種平等の觀念の外に在るまじきを信じ、而して此理想の徹底を內に求めて普通選擧の早急に實施せざるべからざる所以を上來力說したが、それと同一理由を以て、此理想の徹底を外に向つて欲求する時、端無くも今日の國際間に現はれ居る資本主義の通弊を認め、それが世界永久の平和とは背面して立つ軍國主義であることを確認し、列強の思慮ある政治家が全く此點に於て覺醒し、善謀することを希望して已まざるものである。

ウイルソン氏十四個條の宣言が、獨逸の降を誘つて、ヴェルサイユ會議となつた。此會議が國際聯盟を産んで更に華府會議を開くことゝなつた。ウ氏の所說が容れられずして米國は國際聯盟の外に立つことになつたけれども、ウ氏の主張が著しく大戰後の世界に蹤迹を留めて居る事は、此事歷を追うて發展したる國際平和の精神の存在の爲である。華府會議に於て其討議を公開せんとするが如きも亦ウ氏十四個條の一主張であつたのである。我等は此場合に於て一の提言を試みたい。近代の國際紛爭は其根柢多くは國際利權の競爭である。

權力の競爭といふけれども、其表皮を擺脫し去れば資本結合の力で國內の利源を漁し盡して他國に及ぶ、原料の獲得、市場の占領、船舶の特權等、之を壟斷するに汲々として往々立法の力を藉り、政權を背景として自己階級の特權を擁護せんとするのである。其結果は生產階級の利益を增加して多數消費者は自由競爭によつて受くべき低價の物品を買ふことが出來ず、之が爲に資本勞働間の反對氣風を增長し經濟上の利益を毀損し階級間の平和を妨害する。加之國際間には政府と政府との爭議を釀すべき患がある。是は斷じて人類平和の氣運を促す所以の道でない。吾等は貿易を自由にし、成るべく機會均等を國際と階級との經濟に供へんことを冀望するものである。

□コリンスの自由貿易論

英國の下院議員オーガスト・アーサー・ゴドフレー・コリンスは近時英國聯立派の政策に滿足せずして獨立自由黨に入つた。而して氏はコンテンポラリー評論に、英國自由貿易の死滅を嘆ずる論文を揭げて左の如く言つた。

我等が自由貿易によつて大戰に捷利を得たのは、理論でなくして事實の眞相である。未だ事實に現れぬけれども(今は早やその實が現はるゝに至つた)洞察眼のある人は保護貿易の爲に平和を喪はんことを氣遣つて居る。今に於て斷乎勇奮しなければ危殆の兆既に眼中に反映するを見る。英國は多量に安價に生產することによつて國力を豊にせる結果、大戰に際して勝利を博した今後も亦益々此方針に進むべき必要あることは、過去の何れの時代よりも急であるのに、事實之に反する兆あることは氣遣ふべきてある。戰時中消費者に對する謀叛は色々企てられた。戰時中生產者は產業革命當時以來、未だ嘗て其比を見ない程に、又之より烈しき勢を以て相互に結合した。政府の干涉制度、工業家同盟の引續いたる壓力等互に相倚つて競爭を抑止し、彼等の間に妥協を遂げた。結合は更に鞏固を加へた。物價は協定された。生產者は憂を懷ける多數の消費者が平時恐るゝよりも、更に强度の結合を鞏くした、ホイットニー會合に於ては生產者の利害は全社會の利害よりも大に尊重さるべしと言へる奇怪なる信條を此處に會合する人々に吹込まんとして開かれた。戰時に於て聯合を固くした生產者は戰後に物價を低下せざらしめんと計畫した。勢强く都會は高き物價を保持せんと結合を堅くした。買ふものは多きを冀ひ、賣るものは高きを望む、戰は終つた。生產黨は議會を包圍して叫んだ奔走數ケ月、巧妙なる私的宣言によつて成功し、此に生產安全法といへる立法を見た。此立法は英國の消費者に高價の物を供給せんと企てたる所爲である。其目的通り消費者を襲つて必ず物價を騰貴せしむるであらう。吾等は六十年間の平和を經て五年の戰爭を見た。六十年間の涵養能く五年の勝利を占めた。此實驗によつて自由貿易の眞理を說明した。保護貿易家は小人物の英人にして不瓦の歐人である。歐洲の要する所のものは何ぞ、平和である。關稅戰爭は軍國主義である。自由貿易は平和主義を經濟學語に表はせるものである。

と。戰時の變兆に心を動かして保護貿易主義が英國に擡頭して來たことは此說によつて之を窺ふことが出來る。

□世界の大勢保護政策に傾く

保護主義の法則に現るゝものは是迄英本國と植民地との間に特惠關稅條約を設け、英本國から各植民地に輸入する商品は他の外國から輸入するものよりも割安の稅率を課して居たが、一昨年に至つて英本國は植民地から英本國に輸入する物品に對しても外國輸入品よりも關稅を輕課することゝして、一層排他主義を實行し、濠洲政府は自洲の船舶を保護せんが爲に近日愈々航海法を實施して外國船の沿岸貿易を禁止する

ことゝなつた。埃及に於ては米國船が低廉の運賃を以て綿花の積取に應ぜんとしたところが、同地の英國官憲が之を阻止して十分の積荷を爲さしめなかつた爲に、米國民の議論を招いた。又伊太利が自國船舶保護の爲に米國行の移民を專ら自國船によつて運送せんと計畫した爲に、諸國の反對に逢つた就中佛、伊の間に議論が烈しく、遂に佛國會議の問題となつた。米國が埃及に於て綿花積取の件に就いて英船の爲に被る不利に反對しながら、米國其者は大戰後自國商船保護の爲に驚くべき排他的差別待遇の商船法を制定した。明治二年以後米本國と比律賓との間に於ては、外國の貿易を禁止すること米國內地の鐵道賃率を米國船に依る貨物乘客と外國船に依る貨物乘客とに差別して高低を附すること、米國に入港する外國船及び其積荷に對しては米國船及び其積荷よりも割高の噸數關税を課することの如きは同法律の要件であつて、皆排他主義の立法である。パナマ溝渠を通過する船舶に對しても他國船に通航料を賦課し、米國船には免除せんとの法律を行はんとして居る。吾等は往時を顧るに、此の如き立法も其時代思想に伴へる差別觀によつて認容された。然るに英國は夙に其非を悟り所謂多賣安製の主義による自由貿易を唱道し、國境を貿易境と爲さずして、生產品を安價に供給し、以て多數の顧客を吸引して最大多數の幸福を增進し、是によつて繁榮と平和とを贏ち得たのである。而して列國漸く之に倣はんとする時代に至つて戰爭一時の變兆に心眼を眩惑せられたる多數者側の利益を犧牲とし、以て一部資本家側の生產者に偏利せんとするが爲、是によつて內には階級の爭鬪を生ぜしめ、外には國際の融和を妨げんとする傾向のあるは惜むべきことゝであつて、其內情はコリンス氏の摘擧痛擊せる如きものである。

□敢て英米識者の一考を促す

ウ氏の提言せる十四個條中の文に曰く『出來得るだけ商業上の柵壁を撤去して通商關税を均一ならしむべし』と。國際聯盟規約中にも亦曰く『國際聯盟規約中に交通及び通商の自國並に一切の聯盟國の通商と對する衡平なる待遇を確保すべき規定を設くべし』と。是れ平和主義を交通及び通商に適用したものである。此精神をあらゆる事物に、又凡ての方面に擴張せんことは我等平和主義者の切に冀望する所である。英國は聯盟の盟主たる地位を占むる國であつて、米國はウ氏の提案を容れないけれども、其之を容れない理由は聯盟規約が各國の主權の上に更に權力を有するが如き嫌がある爲からのみである。其列國々際の交を親密にし、平和を內治外交に鼓吹せんとする精神に於ては、敢て他國の後へに居るを屑しとするものでない、何が故に英米二國が絶大の權力を有し乍ら、時代思想に違へる舊主義を固執して內には階級戰を挑むべく、外には國際間の爭を誘ふべき保護貿易主義を試みんとするかを疑はざるを得ぬ。

吾等は此問題を高く揭げて英米兩國識者の一考を促さんと欲するものである。

政黨心理と國際心理

廓清會副會長　安部磯雄

□争闘の心理作用

世の中に喧嘩、争闘の起る時には必ず一つの型にはまつた心理作用が働いてゐる。それは何時も自分の行つてゐることが正しくして相手方が不都合であるといふ心理作用である。それが個人の場合を離れて團體の場合に移つて來ると一層甚だしいことを發見する。例へば議會に於ける政黨の争ひの如きになると、此心理作用が實に猛烈に働きかける。在野黨より與黨を觀ると、政友會ほど惡い政黨はない、政友會は全く腐敗した鼻持もならぬ政黨であつて、今日まで政友會の爲したことは悉く惡事である。斯くの如き政黨に一日でも内閣を組織させて置くことは危險此上もない事で國民の不幸之に如くものはなく、彼等の存在は一日も許すべきでないと憤怒する。在野黨から政友會を見たならば恐らく一つの取柄もない墮落した政黨であるとの解釋が下されるのであらうが、多分政友會より憲政會、國民黨といふやうな政黨を視るならば、矢張同樣であつて、何れも是れも非難の種ならざるはないであらう。

此のやうな心理作用は何か事件が惹起したときに最もよく現はれるもので、例へば鳩山一郎氏が鈴木富士彌氏を毆打した事件に照らしてみても此間の消息が理解されやう。政友會の中からでも一人や二人は鳩山氏の態度を難詰する者が出て來さうなものであるが、誰一人として左樣な役割を演つたものはない。黨を擧げて悉くが彼を辯護してゐるのである。中野寅吉氏の行爲に就いても少なくとも五六の彼を排斥する者が憲政會自身の方から現はれさうなものであるが、左樣な形勢は少しも見えない。其處に面白い心理作用が働いてゐることが看取出來るではないか。兩々相對して爭ふときには常に敵が不正であつて、自分の行つてゐることは正しい眞直なことであるといふ心が始終働いてゐるのである。

□修羅場と化せる議會

二月十四日の議會に驚くべき大騷動が惹起した。議會始まつて以來の修羅場であつたらう。中野寅吉氏の如きは爭闘の眞最中に敵の襲撃に依つて氣絶したと新聞紙は傳へてゐる。憲政會の人々は之を何と辯護してゐるか。中野は反對黨の投票の妨害は決してやらなかつた。議長の執つた態度が惡い、だと攻撃してゐるのである。敵の行爲は皆惡い、唯々、自分

の方が正しい道を踏んでゐるのみだといふ心理作用が議員の悉くの頭腦に働いてゐるのである。喧嘩、爭鬪の際にさういふ心理作用のあるといふことは好く了解して置かねばならない。或人は議會の此有樣を見て議會の墮落である。かうまで墮落しては最早救濟の途はない。國民も議會の腐敗には呆れてしまつてすつかり見放してゐる。政黨といふものは賴み甲斐のないものであるから、是からは非政黨主義で行かなければならぬと、大分辛辣な批評を加へてゐる。然し私としては左樣には思はれない。勿論、良い傾向ではない、惡化ではあるが、爭ひの心理といふものは左ういふ場合に現はれるのであるから、議會だけを獨り惡く云つても仕方がないものだといふことを云ひたいのである。

□淺間しき哉國際關係

成程、議會は惡くなつて來た。然し議會以上に惡いことを世の中がやつてゐることに注意しなくてはならぬ。即ち國際關係の問題がそれである。國際的に相爭ふ場合に至つてはもつと甚だしく、もつと露骨に爭鬪心理が暴露される。不思議なことには國際的爭鬪の場合には、その爭鬪を餘り惡く云ふものがないのである。爭鬪の心理は議會での爭ひよりも、國際的の爭ひの場合に於いて甚だしく惡辣に働いてゐる。平和を破壞するものは凡て敵軍であるかの如くに評し、而かもそれが當然な考へであるやうに思つてゐる。全く國際的爭鬪が行はれて戰ひといふものが開始されると、議會と同じやうな心理作用に動かされてゆく。敵は不正を働く、味方のみが正義の爲めに起つてゐるのだといふ觀念が何よりも力強く頭腦に膠着してゐて若し敵が少しでも殘酷なことをしやうものなら、敵のあの行爲を觀よ、人道の片鱗だも辨へて居らぬのではないか、彼等は人道の敵である、と口を極めて攻擊する。それなら自分の方ではそんな殘酷なことは少しもしないかと言ふと、左うはゆかない。公平な眼から視てそれに劣らぬ殘酷なことを平氣でやつて退けてゐるのである。そして曰く正義に向ふものは斯くの如きのみと。それで都合が惡ければ新聞を差止めて世間に發表しない。

□盲目的なる愛國心

國際的爭鬪の場合には愛國の心が人心を盲目的にすることといふことを深く頭腦に收めて置かねばならない。愛國の心が入つて來るから、自分方の行爲を一も二もなく是認し、敵の行爲を頭から否認してしまふのである。中立の立場から觀たなら、寧ろ滑稽にさへ思はれることを、眞面目に信じてゐる場合が多い。敵、味方五分々々の理のあるものを、自分ばかりを正義呼ばはりして力んでゐる有樣は中立の眼から觀たら成程隨分道化たものには違ひないかも知れない。兎に角愛國心といふものが入ると、其處に極端な爭鬪心理が現はれて事件を複雜にするものであるといふことを我々は記憶したい今回の歐洲大戰の如きも第三者の位地に立つて、冷靜な觀察を下すならば、聯合軍側も、同盟軍側も同じやうに惡い事を働き國際法を無視し、人道を踏みつけてゐる。兩力とも五分々々に好いことをもし惡いこともしてゐるのであつて、何れ

が人道の敵、何れが正義の味方であるかは、其一方の主張のみを聽いて匆急に判斷すべき性質のものではない。我々は聯合軍側に左袒したるが故に、兎角聯合軍側に有利な判定を下したがるが、中立の立場に脚を置いたならば何れ善き事も惡しき事も帳消しになつてしまふであらう。同じ基督教國であるのだから、神の祝福が自分の方にあるやうにと祈ることになるのだ。

歐洲大戰の當初のことであつた。獨逸の飛行船が英國を襲うて都會に爆彈を投下して大分人命を損ねた。すると英國の新聞は此事に批評を加へて曰く、獨逸が行つたことは英國の爲め幸福であるかも知れぬ。こんな無法な行爲をやつたことは獨逸人が如何に野蠻な人類であるかといふことを後世に傳へる證據となり、同時に英國の文明を世界に誇ることとなつて、英國の爲めには寧ろ喜ぶべきではないかと。戰半ばにして今度は英國の飛行隊が獨逸の領地を襲擊し、其爆彈が街を走つてゐる電車の上に落ち多數の人命を奪つた。其都會の市長は早速演說して曰く「敵が斯くの如き無法なことをやるからには、天は敵の殘酷な行爲を憎んで之を罰するから、最早疑ひもなく戰爭は、我軍の勝利の裡に終局を告げるであらう」と

兩方とも自分のやつたことを悉く皆棚の上に上げてしまつて、散々に相手の行動を攻擊してゐる有樣は、第三者の眼から見ると實に滑稽ではないか。これが宇内に文明を誇つた國民の聲であると思ふと、一種云ふべからざる感慨に打たれるのである。

□兩の眼の梁を取れ

人は他人の缺點はよく見えるが、自分の缺點は見えない。他人の缺點を口にする前に先づ自分の缺點を省るところがなければならぬ。聖書の中に基督は斯く教訓を垂れて居られる兩の眼の中にある梁を取らないで人の眼の中にある塵を取らうとするのは不都合である、といふことが馬太傳の第七章の中に見える。之れは好く我々の性質を云ひ現はしたものであつて、爭鬪の心理が我々の心に裡に存在することを知らしめられる。之れは個人の間に先づ働く。勝負事喧嘩の場合にそれを見るのである。議會に於ては之れがより多く働く。そして國際の場合には最も激烈に働くものである。道德は個人の間に於いて最も善良に發達し、團體の場合に至ると發達が遲れる。國と國とが相爭ふ場合には此傾向の缺點が最も多く現はれる。平時に在つては如何にも尤もらしく論議されてゐる國際法などといふものは破れたる靴の如くに捨てられ、道德上法律上禁止せられてゐる殺人が公然と行はれて、而かも誰一人怪しむものなく之れを當然であると心得るに至つては最早理屈では當つて行けない。國際間の爭鬪とまで行かなくとも、議會の場合ぐらゐの程度に就いて見るに、個人間では許されぬやうなことも、個人間の場合のやうに非難されないのは、畢竟するに黨派の爲めに盡すといふ心が働いてゐる爲めであつて、詮じて考ふれば實に淺ましいことであると思ふのである。それにも增して甚だしいのは國際間の爭鬪の場合である。愛國といふ美しい名が總てを淨化すと

るが如くに見えるが、大きな偏らざる心を以つて見るなら、譯は黨派の爲めに盡すといふ議會の爭ひの場合と同然ではないか。

□政友會の如き米國

基督の教訓の通り、人間には共通の缺點が存する。他人の缺點を難ずる前に自分の缺點を省る心――此の心を離れると將來國際上の關係は非常に六つかしいものになつて來る。今日のところ、米國は政友會といふ地位にある。絶對多數を擁してゐるといふ强みがあるから、世界中の會議を開くと多少横暴に傾くのは勢ひ止むを得ないところであらう。政友會が一も二もなく惡いのではない。立場を換へて憲政會に絶對多數黨の地位を與へたら、矢張同じく横暴なこともやり、良くないこともやり出すことであらう。憲政會が口を極めて政友會の横暴を鳴らしても、それは心ある者に取つては前に述べた英獨の飛行機襲撃の滑稽事を想ひ出させるくらゐの落ちてはあるまいか。勳ゴッコの世の中に何が權威に價するかを看究めやうとするには、油斷すると飛んだ滑稽な結果を齎すことになるのだ。

爭闘心理に眼が眩らんで、要するに自分方の行爲のみを正當視、正義視してしまふので、詮ずるところ幻覺の如きものに過ぎない。黨派を愛する偏見、國を愛する偏見、左樣な見解に禍せられて百年の計を誤るものが、果して眞に黨派を愛し、國を愛する所以であらうか。

爭闘心理があるが故に爭ふのは當然だといふ見解の誤れるは以上段々說き來つたところに徹し明かであらう。爭闘心理は好いものであるか、惡いものであるかも自ら釋明することゝゝ思ふ。爭闘心理に危險分子の含むところがある故に、之れに節制を加へる必要があり、其處に進歩といふものが見られる。言論の自由を尊重し、腕方に依つて志すところを通さうとする蠻的行爲を止めることが、議會の價値を向上する所以の途であることはいふまでもないが、それには政友會も憲政會も國民黨も、先づ自己の缺點を知悉し、訓練を加へることが緊急事である。此の心持は國際關係にも援用せらるべきであつて、自國の態度、主張の何處に缺點あるやを先づ探求したなら、必ず省るところがあるべく、人類最大の悲慘事である戰爭の如きは、干戈を交へずして解決するものが多からうと思はれる。

藝妓町を作る爲め小學校に移轉を迫る

市外西巣鴨方面では市内の貸家拂底と共に多數大家連が競つて建築をやつたので日々三戸以上も增つゝあるが此際一層の繁榮策として先般西巣鴨有志は十三ヶ所か藝妓業許可の申請を其筋に願ひ出たが却下となつたところが巣鴨宮下理想的教育で有名な帝國小學校の敷地及び其の附近を指定して巣鴨町方面の有志から改めて願ひ出た、運動方法宜しきを得てか殆ど許可と内定した之を知つた西巣鴨方面の連中收まらず今や鎬を削つて之が爭奪戰を開いてゐる、尙巣鴨町助役淺見茂平及び宮谷次吉、西川某等は帝國小學校西長山哲治氏を訪ひ移轉を迫つたとかで世間では當局に對する非難の聲が高い之に就て同校主西山氏夫妻は交々語る『宮谷西川の兩氏が二度程見え淺見氏が度々見えて立退いてくれるやうにとの話があつたが、家作一軒立退くのとは違つてなか〳〵面倒だ引越す迄に半年から一年はかゝる最も當校では擴張の意味で岩崎小彌太さん其他にお願ひして寄附金を集めて引越の準備は出來てゐる入學申込みに對して校舍も狹隘を感じてゐる矢先き山の手線の擴張で運動場を割愛したので今は全く困つてゐる生徒の通學にも便利な千坪程の適當な敷地があつたら引越したい云々

寛政七年米澤領赤湯廢娼の顛末

佛敎徒社會事業研究會　藤井萬喜太

（一）

廢娼論は明治時代に始めて唱へ出されたものではない、明治維新以前既に憂世の志士に依りて唱へられ、有爲の政治家に依て斷行された史實がある。當時の道德觀念は現今に比して聊か異る處はあるけれども、賣淫の公許が不倫の制度である事は、昔も今も變りはない。今茲に藩政時代寛政年間に於ける、米澤領北條郷赤湯村遊女禁止の顛末を敍して、溫故知新の資料ともしよう。

米澤の賢主上杉治憲（鷹山公）は天明五年二月六日隱居退閑せられて、嗣治廣の治世であつたけれども、英明の資質は退閑の後と雖も風月を友とするの餘裕は無く、重要の政務に參畫し、深く心を民政の上に寄せられた。其封を治廣に讓るに際しても、傳國之辭三章を與へて人君の心得を諭された。

一國家は先祖より子孫へ傳候國家にして我私すべき物には無之候

一人民は國家に屬したる人民にして我私すべき物には無之候

一國家人民の爲に立たる君にて君の爲に立たる國家人民には無之候

と題する小冊子を編述し、領民に頒布して補食を敎へ、其他藩政を刷新し風敎を釐革したる等治績の顯著なる事は、肥後の細川重賢（銀臺公）加賀の前田綱紀（松雲公）と幷び稱せられた明君であつた。

天明八年稀有の凶飢に際しては「かてもの」と題する小冊子を編述し、領民に頒布して補食を敎へ、其他藩政を刷新し風敎を釐革したる等治績の顯著なる事は、肥後の細川重賢（銀臺公）加賀の前田綱紀（松雲公）と幷び稱せられた明君であつた。

當時領內赤湯村は溫泉場で且つ馬市の立つ處であつたから、米澤に次ぐ繁華の地であつた。同地古來より鍋と唱へた遊女が有つて、浴客に侍して春を賣つた。從て其地は溫泉場たるよりは寧ろ遊里の風を爲して、近鄕近村の子弟より家中の壯年往々流連して遊蕩懶惰に陷り、其弊害も甚しかつた。時に寛政三年執政莅戸善政（太華）赤湯遊女禁止の建議を爲した。然しながら因襲の久しき習慣に囚はれた人々は、此の遊女禁止建議に反對をした爲に、議久しきに涉りて決する事が出來なんだ。越えて寛政七年六月、米澤城下馬口勞町に馬市が開かれた時に、馬商某禁を犯して赤湯の遊女三人を城下へ連れ來りて遊興をした事發覺して、町奉行に捕へられて將に處分されようとした。蓋し遊女は其公認された地域以外に出づる事は許されなかつたからである。茲で善政再び赤湯遊女禁止の建議をした。其文に曰く、

『赤湯鍋今度御城下馬市へ出候事は犯たるに相違は無之候へ共、是に犯されたるは譬ば風犬を畜置て奴婢を噬れたるに齊しく、是を畜置たる人の誤と申にて可有之候。扨馬市にて奴婢兩三人を噬れたるは其小なる者にて、其大なる者に至ては四民を押竝て喰ひ申候間、今度さつぱり赤湯鍋御停止被仰出可然存候。諸士の子弟の喰はれたるは、瘡毒を受て鼻を落したる、全身を殨して終に死したる、缺落したる、打首の刑に處せられたる、是皆近來の事にて人々の知りたる所にて御座候。是等は中通以上の者共にて、其以下輕き者に至ては推て知るべき事に候。扨是が爲に德を損じたる、行を汚したるなどは此日の論には預らず、竊に父の簞笥を發きたる、知行の取立持歸らざる、居續け鍋代の催促に迫て當目なしの內證借へ且騙り且僞ての姦計私曲は擧て數ふべからず、夫が爲には大事の父母に疎まれ、賴母敷親戚朋友に見離され、父母を泣せ妻子に恨まれたる、皆鍋と云者ありて煮立煎立候故にて、諸士は又諸士だけに人目をも厭ひ恥恐るゝ心もあるに、下民の子弟に至ては元より其恐其愼も無之、赤湯に遊ばぬを野父と笑ふて、田の實を盡して遊候へは、終に御年貢を缺ぎ借金かたりに身を損じ、博知に入り盜を爲し或は小路隱れし缺落せるも多く可有之候。縱令夫迄に至らざるも鍋が煮立煎立の淫風に染むより、踵を叩く長い着物に赤い帶を尻たぶらへ締て、長歌假聲の風俗を常とするより自ら業に疎く働に怠るは滔々として可知事に候。一人の上にて其害如是なる事に候、數十百人の上にかけて其害幾許の事にて可有之哉。況赤湯近邊の子弟をや。其外彼に付是に付ての害は數へ難く可有之處、子愛の君難有御德よりは身をも害ひ人をも害せるとて、垣を踰る小盜人をも御戒め、穴一かるたの戲れ迄御制禁有之、纔の小夫銀の費を被爲厭ては、諸役人の在鄕下りをだに心する樣にと、御世話ありながら、鍋停止御手當の下らざるは、子愛の御德に於て無覺束樣に存候故、鍋停止の一條を總紕中へ慝置て折々建議も致候へ共、何の譯か鍋は人々の惜む者にて、先其儘にして置たるが宜きなど申者多く有之、故を問へば、曰政の狹き也、曰赤湯村の高免なるは湯と鍋あるを以て也、曰他邦の金を引入るは鍋に若く者は無之也、曰近村小商ひに潤へるも鍋買共の放埒の飲食を以て也、曰鍋を停止せば處女後家等への不義自ら多くなるべきなど譯もなき事にて候。能を見ては謠を、くゞなき芝居を見れば假聲を眞似するも人の情にて候一大牢の羅に佾はざれば喰んとの好を生ぜず候、近村小商ひの夫れ丈減ずるは言の如くにて可有之候。然共賤く買る共ひけ數が劣る共、漸々業に進み農に力を盡さんに比べて其潤如何可有之、他邦の金の入劣る事是亦其言の如くにて可有之候。然共非義不正を爲しても他邦の金を可引入ば、何ぞ遊冶郎を増さゞる、何ぞ四境驛々へ角人町を取立博を以引入ざる、川井邊に遊里を置かば花澤村の親々は子弟の爲に惡むべく候、他の子弟をも恤むべく他の親々をも恕やるべく、國の爲といへども不義の富は求めまじき事に候。村免の定りたる鍋御免の始りたる共に永久の事にて、今知るべきにもあらず、赤湯を近村に比して

免高く定置しは言の如くにても有之歟、北條郷多くは二三分内外にて四ッ成以上は赤湯小其塚四ッ四歩餘、宮内四ッ成漆山村四ッ二分、此四村ならで無之、赤湯村は湯と鍋とを以高しとせば外三村は何に據てぞや、御郡中高免の村を算候へば、上小松四ッ七分立石四ッ四分、關村赤芝四ッ八分六厘、西江俣四ッ八分、梓山四ッ四分餘、遠山花澤四ッ九分、御郡中最上高免に至ては桑山村五ッ五分九厘七毛餘、是等は何の所據ありて高き、邈焉の昔其所據知るべからず、鍋と云名を下したるを思へば其昔旅家の爲に飯炊ぐを名として抱へ初たるか、久遠の陵遲今は公然たる遊女の如く誤り心得たる事に成來り候事にて可有之。然らば是が免定の評判に可入者にも無之歟、好し言の如くにも可致候、鍋の爲に其利益を受るは宿屋と鍋主と店商ひせる戶々迄にて農人に益ある者は一人も無之、扨其利益を得る者共は如何の者と存候へば、名のみの百姓己が家内の飯料にも足らぬ五石三石を作りて、只湯と鍋とを以己が田畑とせる者共、是を除ての外鍋の潤を受べきなく候へば、是が爲とも難申、若し此鍋を御停止にて村の風俗を一變し、質朴力田の民に爲し候はゞ業を勸るの效もて高免を下免と容易く納るに至る間敷にも無之候。政の狹きとは如何なる事を申にや、水太清無魚と云、若烹小鮮と云、御下以寛の義歟。是皆容る事優に不苛不察不刻を可申、何ぞ良民を傷るを能忍んで泰然たるを云に可有之、門番の者に手拭打掛れば不知顏して通すと云を、廣しと稱する公の字義を間違へるの類にても可有之歟、擧て解するに不足事にて可有之候。扨鍋ありて其村の富たらば豪家富有の者も多かるべきに、赤湯は小村にあらず輻湊繁華の所にて候、然に古來良家豪家の絶て聞へざるは如何なる故にて可有之、顧ふに貨悖而入者亦悖而出にても可有之歟。鍋が御城下馬市へ出たるは犯たるに相違も無之候へ共、犯されたるは畜置たる人の誤と存候へば、今度さつぱり鍋停止を被仰出候はゞ、四民の御手當難有御政事にて可有之と存候。扨此御停止を被仰出候はば、御城下出の御落着は輕く一通りの御呵にて其筋も可調樣存候。畢竟の所は鍋ある故と被思召、返御停止被仰出候からは御呵の御沙汰は有之間敷筈、所謂在予一人の聖慮にて可有之候、御誤と被思召上事は斯迄に被爲在候へば、犯せる罪に遁るゝ所なしと奉服候より、彌以令行禁止べく難有御政事にて可有御座と存候、夫迄にも難被爲至御沙汰に候はゞ、さらりと輕く一通りの御呵にて可被爲濟歟、多罪の至に御座候へ共、能々被成候思惟於御同意は宜く御沙汰可被下候。

御停止案

永井喜惣兵衛

赤湯村において古來鍋と唱て客扱の女抱置候儀を被免置候處人を溺しそこなひ候間今度被相停候事

但抱置候女共十二月限暇出請拂極相拂可申候。

右之通急度可被申付候。

月　日

(二)

以上の建議書は尙書の湯誥に、萬方有罪在予一人予一人有

罪無以爾萬方の語に採て、在予帖と名けて治憲に上つた。時に藩主治廣は江戸に在りしが故てある。治憲卽ち之を御小姓頭大石綱豊、須田多仲、大目付丸山平六、政事掛神保綱忠の四人に諮問した。豈圖らんや衆議は率ね善政の建議に反對して赤湯遊女禁止の不可を主張した、十月十九日須田多仲より大石綱豊に遣はしたる書に

莅太夫在予帖の高論へ、丸山神保御互何ぞ存寄りもあらば其論書付指上候樣餐霞館聖慮被爲在候間、取掛り申樣被仰出候處、固より此わけ(常に御咄仕る却而赤湯へも罪人)彼事(世上へ不埒者出可申抔)故に是までの通り穢れる赤湯邑の女も夫までかと存れば莅大夫の書中に一々盡して相見え候得者、今更愚意を筆に綴るにも不及候、偖大きなる内には濁るもなくては不叶物にも有べし、天下の上に江戸なれば吉原など云のつしと居へて置もあり、大阪京都なるは何か不知廣大なる天下に右の惡所あれば米澤の上に赤湯如き彼ちんとしたる位の事は夫までに濁らせてもならんかなれども、道理の詰りたる大夫の論へ斫と可申樣無御座候、御存寄御書副可被成候兩士ゑも宜々御通達被成度候、則在予帖壹通指越申候以上。

此の主張なき内に存娼に左袒した意見書に、翌日大石綱豊は更に付箋して存娼論者中の有力者にして治廣に從て江戸に在る、執政竹俣厚綱に諮れと云ふて其責任を避けようとした。

委曲御書面之通に候莅大夫之高論に何にと一評可相認樣無御座候、然るに竹大夫(竹俣厚綱)は平洲先生(細井德民)迄も相談有之、あれほどに不同意に御座候得き、乍去莅大夫之盡せる論を聞られ候はゞ尤と同意御座候半かと存候、跡に而爲知られ相濟かに候得ども、扨左樣ありがたくないもの其始不同意之人へは深く相談有之度ものに候、然らば十日廿日御急き之事にも有之間敷候得ば、可惜哉前段は竹大夫へ相談いたされ度ものと存候、御書面之通なり外には相替存寄無御座候間、付札にして兩衆へ順達相廻し申候。

　如此して善政の建議書在予帖は丸山平六の許に送られた。然し是も亦善政の議に讃同するものではなかつた。

赤湯の論を認候樣被仰付隨而在予帖御渡し熟覽仕候。盡せる哉太華先生(莅戸善政)之高論、此上は一言に及べき樣無之事に候御頭切にちんと申上候彼村を變し質朴に返すとの事、其質朴に至るは凡三十年之後と存候、かの遊惰になれたるが老はて、死はて、其風俗に染ぬ小兒や此後に生るゝ子成長して、其後にして初而風俗も厚く成可申候、然ども農業になれぬ者共三十年手をつかね居候はゞ、赤湯は亡所同然に至り可申、其時人ありて再興之論を起し可申、在予帖にも見へ候通、鍋は人々止めたからぬ處有之候へ者、扨こそ遂にむしくり出先何人かぎり御免などの論必然と存候、君子は繼べき事をなす後世恐らくはつきがたからんと存候、又天下いづれの國が是ほどの事を以て下之粹をぬかんといふもよしなき物と存候、若子弟一人を損じては子愛の德にあらずとの論可有之、夫三代聖王之見る事子の如くといへるはおし渡したる上の事にて今日此論とは少しく逕庭あらんと存候、聖王之中心より發すると論じて後に定るとは是亦格別之事と存候、政をするは識量を大にし、占括を第一にして、其間之小事をば出るに隨

て取治むべし、國は只治に期する事にて、鍋をばあり來りにするとも治國之害はなからんと存候、是は區區の心を御頭へ申上るのみ、在予帖之高論へ何として別に議論を立可申無、是非御免奉願候、可然御沙汰奉願候、已上。

神保綱忠も反對した

太華老公（涖戸善政）の赤湯の建議始終全編無殘所被相盡候事、是を可間然愚存も無之、拙筆も無之候。雖然此策此通り事に施し候て可宜とは愚意に落着不仕候。小を以て大に擬し巨を以て細に比し候ては物の違ひ事の背き候事有内の事にて候、太華大夫の論極て可宜歟には候へ共、江戸にて白水侯御在職の時、遊女夜發の類に紲れて貴戚權門良家の子弟此物に身を毀ひ家を破り候を被爲憂候て、吉原五町は暫被差置外々の岡場所を深川品川を始として悉皆可被取拂の賢慮有也、意氣勃々然として盛也、因之滿朝の諸大夫詳有司へ此擧如何と有之處、滿朝の人々閉口して可答人なかりし處、曲淵の何某殿進出て曰、此事甚可然隨分々々御同心仕候、賢慮御尤の至候、左樣に候はゞ先江戸中へ吉原如き遊里を十ケ所計り其場所を見立て、十ケ所の新開遊里を被相居候て、而後に彼目に餘る程の岡場所共を御取拂可被仰付、左も無ては此事御成就の程見切無之と被申候へば、白水侯一笑して此議論は相濟候と也。是は大都會の江戸の事、小き米澤の上にては不被行の理は有間敷候へば、是を以可比の事にあらず、赤湯の女何の年何の頃より始り候歟、他より湯浴致候者も因て久敷存候筈、樂み候筈、一朝令行禁止て根を斷葉を枯し候上に、全盛の旅人往來湯浴の折節、宿の下女酒の相手に出れば隣の娘が酌を取り、身振衣文も昨日の鍋の尻付なんどを慕ふ心に、自然の勢近野近村の貧家の娘彼の後家迄其手々々の方便次第に持込、次郎が毛小屋、三郎が浦屋に、何となく身を潛め、さあと云相圖に人を翢し夜鳥やら夜鷹やら膳の上の蠅追ふ樣に、扱もうるさき事に至るべし、其時其儘に被差置も如何敷事御手を被下も扱も囂しく可相成、網の目を大に被成候はゞ止むことなかるべく、細に被成候はゞ潰々然として穩ならざるべし、迚も大網ならば今迄の通の鍋にても有來の從容にて波風なしに濟む方謀の上と存候、令而行禁而止と雖、其跡かち敗形の見へ候事ならば手を付られざる方可然と存候、大工人足屋根葺傭錢の御定出來候處、其驗一ッも無之候、是を御取極御座候時は嚴刑刻急の法を以挫き申時は行はれざるの道理無之候、今此堂々整々君子之道を以治國安民の御沙汰御座候時は、申韓が法は御用ひ不被成間敷候。赤湯の女故に良子弟を毀ひ傷ると申事は有間敷事にも無之候へ共、政績上に正く候て風敎世に行はれ申時は、凡民軌範に乘り可申候、よくよくの無頼者彼に趣候て身を誤候歟、其體の者は赤湯が有ても無ても身を保つ間敷候、天地廣大之美意人を寵育被成候事其御深切不可有此上候、雖然亦人を殺害する蛇蝎豺狼も亦其内に育養御座候て、是が爲に彼を取除候事は天地廣大の勢と雖不容易事歟、其意は不存候へ共其先天地の道も前文の通相見候、都ての事有可涵養之事、有不可涵養之事不可涵養之事に至ては人君國相の勢を以、禁止之斷絶之而て跡を消し、後を戒候事湯の雪に灌く如くにて候、禁之不止令之不行事は始に見切て不令不禁方が策の上と存候、赤湯の女是を取拂て不宜

と申す理は、詞に於ても筆に書ても有間敷候、禁て止拂て除の類に可有之歟、未其見當見切無之候へば、愚見に於は是迄の通に被成置候て上之策と存候。

此の綱忠の意見を在予帖へ添へられしは十月廿三日であつた。此に於て據に諮問せられし人々の意見悉く備はつた、卽ち是を江戸に移牒して治廣の裁斷を乞ふた時に、江戸家老廣居忠通病んで政務に遠ざかつて居た竹俣厚綱之を攝して君側に在つた、厚綱元來熱心なる存娼論者にて善政の赤湯遊女禁止建議に何時も反對して、廢娼論は爲に失敗を重ねて來た、今度も亦た此の案に反對し且細井平洲も存娼意見を聞きて益く力を得，堅く執て自說を枉げず反駁の文を草し參考の爲めに太宰春臺の經濟錄中より、遊女を置くを可とするの一章を拔抄添付して、米澤評議の再議を求めた。

（三）

御別紙の趣令承知候、赤湯賣女被相禁候御相談の上、三の丸様へも御內慮被奉伺候處、尤の評判に被思召候に付、御結添の通被仰付可然の段、委曲御申越の旨一應御尤の義と存候。乍去古來より有來り候遊所を御制禁有之ては彼所には利なるべくとも、此所に害ある所如何可有之哉、抑賣女に溺れ候程の者に假令御制禁御座候共、其淫慾の難堪に至ては人の妻妾に姦淫する事にも可及、且は方々に於て忍び々々に淫を鬻ぎ候者出來間敷にも無之候、左候時は一方の害を防んとして數方の害を増し可申、是を制止せんとて嚴刻の御詮議御座候はゞ罪人可爲不斷候。古來より都會の境には寛容して被差置候者を、我國に於て卒然と嚴禁御座候はゞ人情如何可有之哉、江戸は吉原其外驛場は格別其他の遊所は御制禁の由に候へ共、おか場所とやら申唱候遊里の數擧て數ふ可からず、時々けいとけと申て御制止手を盡され候へ共、其儘相破れ候由、江戸の上さへ如此に候へば、米澤に於て一旦御制止被仰出候共御行届の處容易なるまじく存候、然ば只淫奔を戒る敎示の大本だに被相立候はゞ、無賴放逸の徒は自然と相愼み可申義と存候、禁令の全く行はるべき所の有無得失の境最一應御評判有之度、愚意の及ぶ所及御報候。尤御評判の趣と我等存慮共に及御沙汰候處猶再評可然と被思召候、此段三之丸様へも被遂御沙汰、御再評被相盡候趣、猶又細細可被御申越候、右に付春臺か經濟錄の內拔書き別紙の通申入候以上

別紙經濟錄拔抄

『江戸は海內第一の大都會にして士大夫以下人民の多き幾百萬といふことを知らざるに、娼家戲場粉頭店界町の外はなし、近頃都下所々に有之しも正德享保の間盡く正めらる、從來不正の業にて生產と爲したる者其業を失て飢寒に及ぶ者何十萬といふことを知らず、元より遊惰無賴の徒なれば正業を以て良民となる事能はず、身命を繫ぐ便りなき儘に博徒となり、遂に困窮して盜賊放火の凶徒と爲る、是れ止むことを得ざる勢なり、去れど帝都王都には娼家戲場等の遊樂地を立置くべき事是又治道の一端なり、且は是に三つの利あり、一には此遊所に因て都下繁華なり、繁華は太平の象なり、是なければ都下冷靜なり、冷靜は衰微の兆なり，二には天性無賴の徒生營を得て盜賊放火の惡事を爲さず、惡事は刑に處せられて身

を亡すを知りつゝ、困窮止むことを得ざるに因て起る所なり。三には世間の金銀は滯らず、遊所多ければ富家の金銀散出して世に流布す、遊所なければ富家の金銀久く府庫に藏蓄して、世間の通融の貨財不自由するなり。』

右利害如此に候、然るを遊里は惡業とて急に禁止せらるゝは、一を知て二を知らず治道に暗きと可申歟、願くば是等の論を斟酌して御評判有之度所希に候。

如此して在予帖は米澤へ返還された。在米澤の存娼論更に力を加へ、神保綱忠は十一月廿日再び反對論を草して治憲に進めた。

赤泉妓之御擧元より金枝玉葉是を非と可肘制之一字片語無之事は勿論に御座候、扨三思を加へ申候得は、物有本末、事有終始、是を先とし是を後とし彼を急にし此を緩にする事は小子之上といへども事之常に御座候。況や政談之上においてをや、今の三大政被行追而戸々民々面を改め心を化し、父兄子弟其所致を存候而老を勞り幼を養ひ、近處合壁傍類同輩之救合無所殘と言程に不至とも、無如在樣心得申候樣に至り候、風俗漸くに月日を重候事、偏難在御政敎に相成候。扨其所至曲々隅々無殘と申も自然と趣を得可申候、令之必被行禁之必止と申事に至而は、未行屆處有之歟、一旦被行候事被停止候事有ても、月を歷歲を越候て弛申事も有り、又賢不肖進退之事も被相盡と申程にも未及歟、頭に重職之面々も其任に不應人も猶追々未變風も可有之、七十有餘之素餐退黜もサッパリ感伏仕候と申にも不至、扨今御大政之ケ條に面目之あたり、進を進せ退を退せ罷不能は罷不能と己を知り、賢能は賢能に其處を得候而紀綱之立候迄は猶未及歟に御座候、是を此に爲及候には俗情を破り申事も可有、人氣を折き申事可多、必罰信賞之御取行に至り候而も貴賤之情 魂を飛し膽を破り申事も可有候、今七手組の歷々衆を始士風を礪し不奉法者を敎へ惰慢無狀之者は、夫々に御所致も有之候而、驅立驅立道に向候日には衆之側目を可恐事にも有間敷事に而候、扨此事時を被御覽合候而は御取行之時も可有候、何を期とも無之高知行之素餐を流俗と御目永に被成置候事にも無之筈、とても衆之耳目を驚し民言を押破り事を行ひ申日には、先つ士風を糺し民俗を齊ひ申事何より可先立事に可有候歟、赤湯の浮妓尤以其害不少と申せとも、政敎民俗上に正相成候て其後信賞必罰の勢を御覽定られ候て、かの數妓吹て可飛拂て可淨何の大政之ケ條に入て上の御手を可被下事にも及間敷候、屋代鄕の遊民とも東御境の奸民ともと手を組て私を縱に致事も無止時、此御制も咫尺の間屆かね候、勢赤湯左右の近鄕も其患不少候、先つ々々淨穩に被成候て前後左右之取〆り堅固に相成、善は善に分れ惡は惡に匿伏致候上にては、一旦一夕民心を動申候事出來候ても何の子細も有間敷候、先々芻蕘の野芹御再思を御加へ可被成歟と奴存候。

於是乎善政の赤湯遊女禁止意見は孤立無援の姿となつて、在予帖は哀れにも葬り去られんとする形勢に迫て居た。茲の時の善政の爲に偉大の援助が起て來た、夫れは治憲自身である善政の身を挺ての建議に同情すると共に深く赤湯鍋の害毒を透察せられたからである。卽ち反對者多きに拘らず、斷然群議を排斥して善政の建議を是なりとして、遂に手書を裁して

赤湯遊女禁止の令を發すべき事を諭された。

(四)

丈を以て尺を計り尺を以て寸を計り候ては其度を得られざる者に候、先達て赤湯の賣女禁止の事江戸表へ相達候處竹大夫(竹俣厚綱)の春臺の論を以て被申聞候、春臺の論は元より帝都王城大都會の上を以って論ぜらし事にて實に左も可有之候、是を以て一國一城の下へ施し候は所謂丈を以て尺を計り尺を以て寸を計るにて候、方今赤湯の事は元より無賴遊惰の民を庇する場にも足らざる儀、又國都繁華の益にも相成に足らず、一國の金銀融通するの利にも及ばざる事に候。唯々近村の良民を遊惰に導き都下の少年を淫逸に誘き候のみにして、其害深く其利全く無之事に候。況や近年は諸士の爲にも彼娼家業を營み候輩有之由、聞くに忍びざる事も有之候。彼に溺れ候程の者は假令制禁有之共淫奔の慾に堪難くて、何れか人の妻妾を犯し候事に至る間敷者にも無之との論、是又諸國輻湊の都會羇客の上の事にて候、面々其國に居て室家を具へ候上には左樣には無之事、若彌溺れ候者の慾情を敵し候一助ともなすと申す事に候はゞ、中々赤湯如き區々たる遊里を以て一國の慾情を防ぎ候に足るべき事にも無之候、近くは仙臺會津に於て遊里無之を以て相知れ候事に候。其外淫を鬻き候徒の出て間敷事にも有間敷など、皆是當時江戸表にて三都に於て此制禁の行屆兼候趣を見聞よりして、其論も相立候事と存候へば、是又則丈を以て尺を計り尺を以て寸を計るにて候。今日の上を以て相老候ては此禁令は尤以立易かるべしと存候、返す返すも害のみありて其利不相見候間、早く禁止候樣猶又詳議有之度候以上。

此の鐵案一たび下ては群議も忽に熄み雪に悩める竹の旭に遇ひし如く、善政多年の主張茲に始めて貫徹した。此に於て郡奉行に在予帖中に草案した達文は實施せらるゝ事となつて、郡奉行永井喜惣兵衛及赤湯村扱代官小川兵吉の兩人へ達せられた

郡　奉　行　永　井　喜　惣　兵　衛
北條郷扱代官　小　川　兵　吉

赤湯村におゐて古來鍋と唱て客扱の女抱置候義を被免置候處人を溺しそこなひ候間今度被相停候事。

但抱置候女共十二月限暇出請拂極相拂可申候。

右之通可被申付候。

寛政七年十一月廿四日

一右村方自然と遊里の樣に心得候より民俗云々成來候に付、村の三役幷に湯守宿屋等召出、遊惰の風を改め百姓の天職を守べく、宿屋のもの共は客の扱無疎意、自他湯治のものゝあやまちなき樣心を盡し可取扱旨懇に可被申付、於各も右村方の世話各別に可被用心候事。

一鄕村出役唐澤十左衞門、是迄は居村を宮内村に定置候處今度赤湯村を居村に相達候間可被得其意候事。

此の申達しをなすと共に、馬口勞町へ誘出せられたる鍋及び其關係者は、町奴行所で禁足又は愼等の呵で各輕く處分されて事件は結了した、然し遊女禁止の善後策として豫ねて鄕村敎導撫育の職にある唐澤十左衞門を、宮内村より赤湯村に移して風敎維持に努めさした

鄕村出役輿板　唐澤十左衞門

右は是迄は宮内村を居村に相達置候處、宮内村之義は民風も粗相興り候得者、從是は赤湯村を居村にして可被相勤候事

存娼論者の主張は多く公娼の廢止は私娼の出現となりて害毒は更に一層甚しかるべしとの憶測は、今も昔も有力の論であつた、善政は赤湯遊女禁止の結果私娼の出現する事もあれば自己の主張を裏切らるゝ事は忍ぶとしても、之に因て赤湯を中心とする近鄕の民風を興さんとした企の畫餅に歸することは忍ぶ能はざる所であつた、故に其善後策は善政の最も苦心した處である、然るに遊女禁止發令の後八年享和二年十月赤湯村に隱賣女の枕席に侍して媚を鬻ぐ者あることを善政に告ぐる者があつた、依て直ちに代官小川兵吉に命じて之を糺さした。

北條鄕扱代官　小川兵古

赤湯村に隱賣女有之由、元來隱物の事に候へば或は湯治の長逗留と唱、或は相應度々の湯治を宿すると唱、或は家事の手傳に日料給錢を出して抱置由を唱、或は酒相手の人目に立るには給仕出を押られたるの無是非を唱て、村役或は伍什組合の目をも防候筈、然といへども村役と云に至而は常に深く心を用、親しく伺其實を探て斯る犯罪には至らせまじき事に候處、既に斯る事に至候上は是非も無之義此上は村役共立會遂吟味、白狀の趣を書出させ可被申候事。

但其村に目明と云もの有之筈、同村に斯る事の有之を目の及ばざるは其役名のいたづら事に候、旁此ものをも右吟味に立會せ可被申候

享和二年十月十一日

代官小川兵吉は此の達を得て、直ちに村役人目明職に命じて盡く取糺し、嫌疑者六人を捕へて吟味した、果して其實を得て盡く口書を徵して之を善政の許に報告した、於是村役人目明等の其職を等閑に附したるを叱し、深く將來を戒め、六人の犯行者輕く百匁の過料に處せられた。

北條鄕扱代官　小川兵吉

赤湯村に隱賣女有之由相聞其村役へ吟味被申付某々口書被差出候、斯る不調法人有之を油斷に打過候義は村役と云目明と云役義の無甲斐、是又不調法の事に候へ共、向後を屹可心得旨申出候上は於度は呵可被致用捨候。只此事にも限らず湯元だけ博知打盜人の類よからぬ惡黨共來集所に候へば、兼て一村宿屋共へ屹心得申付置、猶も村役共時々氣を付目を配向後の事可心得旨、其役場切村役目明共へ屹可被申付候、扨又口書を以不調法申出候六人の義は、一人百匁づゝの過料其役場切申付早速取上村役の預にして、村方の道橋幷に湯笠等末々の備に致候樣申付、爲取量可被申候事

享和二年十一月十六日

其取締は嚴に其罰は寬にした爲に、人の得て怨む者はなかつた。遂に其德に化せられて赤湯村及び其附近の艷治淫蕩の弊風は、年と共に掃はれ、媚を賣り淫を鬻いだ婦女も跡を絕て勸業力田蠶桑に親む淳朴の俗に復歸した。温泉場としての赤湯は、益繁盛になつた。今を距る百數十年前蒞戸太華が、孤軍奮鬪漸く鷹山公の英斷に其所信を貫徹して、赤湯の遊女は廢止せられたのである。（完）

風教上より見たる公私娼（四）

木藤冷劍

□

愛知縣に於ける風俗情態を述る事とする、本縣に於ても徴兵檢査の結果は公娼の所在地に花柳病壯丁多さを知る事を得るのである愛知縣下には四ヶ所に公娼がある、即ち名古屋旭廓、豐橋の吾妻廓、と熱田の稻永田新田廓と、岡崎市内に傳馬廓と、坂屋廓である。名古屋の遊廓は市の中央部目拔きの所にあつて嘗て移轉問題にて大疑獄起り時の知事市長等の下獄を見た事があつたが后張見世撤廢となつた、更に星移り月替つて、此魔城も遂に本年中を以て市外地中村へ追拂る事となつてゐる。夫について最近安藤取締等は三階建の娼樓建築を其筋へ願出たといふ事である。今同縣の調査によると、

所在	年別	娼妓	登樓人員	費消金員
名古屋	八年	一、四五〇	一、一五五、〇八七	一、七七八、二〇八円
	九年	一、三九六	一、〇二一、三五九	一、九七四、九四二
稻永田	八年	二〇七	一、三四、一四八	一一一、二五〇
	九年	二一一	一、四四、六九三	二〇一、六一二
豐橋	八年	三七七	二四〇、八二四	二七二、三一〇
	九年	三六七	二一〇、七四九	四四三、九二三
岡崎	八年	一八八	一四〇、一四六	一五三、七二〇
	九年	一七九	一二六、二九二	一九二、二八二

前表の如くである。之を徴兵壯丁檢査の結果を見るとヤハリ公娼の所在地に梅毒多く左の如くである。疾病數字は總て受檢人員に對する百分比を示したるものにして前記司令部管轄内にて△印が公娼の所存地である。

名古屋聯隊區司令部調査

郡市別	大正八年壯丁檢査人員百分比、（花柳病）	大正九年壯丁檢査人員百分比、（花柳病）
△名古屋市	一人、七六	二人、四九
東春日井郡	一、六九	二、〇四
西春日井郡	〇、九〇	一、二〇
知多郡	一、四八	二、〇七
愛知郡	一、七一	二、〇三
△土岐郡（岐阜縣）	一、四二	一、八〇
平均	一、五八	二、一一

尾張名古屋は我廢娼史上に永久に忘るべからざる大恩人、ユージイ、モルフィー氏が初めて娼妓の自由廢業を思立て人道上の血戰をなした土地である。同地は非常に貞潔觀念の低い土地である。そして藝者の輸出本場の如く全國から見なされて居る。所謂「オキヤアセ種」の出場である。此市に於て生れたる女の子供は中流以下の家庭にありては大抵藝妓として

所謂出世奉公？を爲さすのである、藝妓と云へば大抵名古屋女を思はせる位てある。

土岐郡は岐阜縣にして多治見廓あり、嘗て無料登樓券を賑徽院の上棟式にまきしといふ所にして、誌上にて指彈せし事あり、名古屋聯隊區管內故表中に記せしなり。

□

名古屋の街は藝者の街てある弦歌のさんざめき紅燈の多い町てある、何人も初めて、名古屋の街を歩いて見たならば一種異樣の感じのする肉感的の厚化粧の女を見るてあろう、しかもそれが藝妓か娘か判らないやうなのが他の都市を歩いて氣のつかないのに名古屋の町にはこうした女が多いのてあるそれも高尙な品のよい化粧姿の女ならばいざ知らず言ひ寄らば靡かんとする低級なる化粧！　特に名古屋獨特の化粧？や表情は徒らに男子の情慾をそゝらんとする化粧の女の多い事に驚かざるを得ないのてある。尙夫のみてはない、同市に於ける令孃、夫人、等の風俗も藝者化しつゝある事は誠に歎かはしい事てある。名古屋市は公娼の驅逐をやつても私娼たるべき藝妓の取締風俗取締りが第二の問題てある。藝妓の輸出地たる汚名を雪ぐ日の早からん事を祈るのてある。岡崎市は東海道のしかも町の中に大通りに張見世を張つて娼樓は軒を並へゐる、此地も遊廓移轉問題の議起り既に決定したりといひ起ば遠からぬ內に市街地から去るてあらう。最後に豐橋市の情況を見るに「吉田通れば二階から招く」といふたのは昔の事て今は遠く市外地を去つてしまつた。此町は兵營の多い所で軍人限り一時間三十錢なんといふ宣傳をやつた事があつた。大正八年には十二月末現在娼妓三七六名、貸座敷五三、削除二四七、登錄二四二、藝者四三九、酌婦五〇であり大正九年十二月現在娼妓三六七名、貸座敷五五、削除二二四、登錄二二二、藝妓三九二、酌婦四九名てある。外の事は第一表にある、之を最近大正十一年一月末現在にて見ると貸座敷五十六軒娼妓三百五十三名とある。茲に又珍妙な數字がある。風敎問題のため參考に左に列記する。

□

豐橋市役所へ一等賦金として納付した娼妓が十八名ある一々斯うした娼妓の源氏名等は記載しないが戰捷樓の「捷」といふ娼妓は一ヶ月五千十五本の線香を賣つてゐる、豐橋遊廓設置以來のレコードを破つたとある此娼妓は每日平均二拾時間宛娼業に從事したのてある其次が三千五百本といふ大垣樓の國華といふ娼妓てある今や勞働問題の叫び天下に高く、出產前後には何週間勤務時間は何時間といふ制限の定められてゐる今日又叫ばれてゐる現世に、晝も夜もない每日平均二拾時間宛畜生にも劣つた獸慾の犧牲となつて醜業を營んでゐる婦人がいづくにあるか。嘗て、山室大佐の著に十三人の客を取つた娼妓の話をきいたが平均二十時間以上の醜業は初耳てある。しかも此間、親が病氣ても歸國せしめぬといふ慘酷な扱てある。

茲に斯ういふ悲劇がある、豐橋市吾妻廓產粹樓の抱娼妓、「橘」といふ女は親が病氣にて見舞ひに來いとの事て樓主に歎

顧したが聞入れない無斷逃亡して親を看護し歸つたので召喚され戒告されたといふ事がある、犯罪人でも何でもない婦人が親が病氣であつても樓主は許さない逃出して見舞に行くと罪になるなぞは親孝行をして罪になるなぞ廓以外にはない悲劇である。

□

二十時間も娼業を續けられたり、親の病氣で歸つても罪になるやうな商業を何年位やつてゐるのがあると調たのを見ると四十歳以上にして娼妓をせる婦人が大正五年には四十三名あり大正六年には二十五人に減じ七年には四十八名に增加してゐる、又七年以上娼妓をなせる婦人五年に一九六八人六年に一八九七人七年に一、六六〇人あり十年以上娼妓せる者が五年に四八八名あり六年に四〇五名あり七年に三五七名あつた、藝者にして十二歳未滿の藝者が大正七年末に四百二十八名十八歳未滿のもの一萬九千九百七十八名あつた、此多くの永い時、老年に至るまで醜業を續け、又、東西の區別のわかりかけた義務教育もまだ濟まないで早や醜業に賣らるゝ婦人のある事は何とも申しやうのない事である。

「死線を越えて」の著者賀川豐彥氏が一昨年廓清誌上に豐橋市の風教上惡しき實例と數字をあげて論ぜられしが、今豐橋市に於ける結婚離婚の調査を見るに他に比較して此離婚の多きを悲しむのである。

豐橋市役所調査

	（大正八年）	（大正九年）
婚姻	四六五	五六二
離婚	六八	六五
養子緣組	一八二	一六二
同離緣	八三	五八

之を公娼の存在なき隣郡渥美郡役所の調査になる大正九年中同郡に於ける結婚一五九四件に對し離婚一四八、養子緣組三三一件に對し離緣八〇件の此少きを見ていかに公娼の所在地に壯丁に花柳病患者多く、家庭より見れば離婚率の多きかを前表の最近調査によつて明らかにし得る。予は更に進んで岐阜縣の風敎狀態に及ばんとす。

□

岐阜縣の公娼所在地は四ヶ所である、大垣市、岐阜市、大野郡、土岐郡である。之を大正八年末と、九年末とに見ると左表の如くである。

	大正八年	大正九年
貸座敷	一〇四	一〇三
娼妓	七四八	七四〇
藝妓	一二九九	一二六一
酌婦	九〇七	八二九
料理店	一一二七	一四五六
飲食店	一六六〇	一四四六
登樓人員	四四八、七四四人	四三四、五六八人
費消金額	八二七、七四九、七五錢	一〇六七、三九五、〇〇錢

大正八、九、年度分は右の如く更に最近調査昨大正十年末現

在を見ると、岐阜縣內に藝娼妓酌婦は總計九百十四名あり內藝者四百二十五人娼妓四百四十五人酌婦四十四人である前年と比較して藝妓に於て三十五人酌婦に於て六人の減少である、娼妓は十二人增加してゐる之等の年齢別を見ると藝妓は二十歲未滿の者が過半數を占め。娼妓にありては三十歲未滿の者が一番多い。內譯を示せば左の如し。

	廿歲未滿	卅歲未滿	四十歲未滿	同以上
藝妓	二六六	一二八	二三	八
娼妓	七〇	三五五	三〇	〇
酌婦	一五	二五	三	〇

更に彼等の在籍を見ると、三府四十八縣より寄り集つてゐる藝妓では岐阜縣生れの二百六十六人、愛知縣生れの百十八名が最多を占め、娼妓では愛知縣の九十三人岐阜縣の七十一人が一番多數を占め、酌婦は東京生れの三十四人が筆頭で次は三重縣の二十六人群馬―といふ順であつた。

以上は岐阜市に於ける最近の調査であつた、試に戶籍簿なり戶籍臺帳なり寄留簿なりを見ると、赤線に×印の附せる點のあるのを見る、之は大抵彼等の營業者に多く轉々として場所を替るため寄留簿の大冊中に彼等の姓名の上に×印の非常に多い事を知つたのである予は或機會に其を見てつく〴〵思ふたのである。

□

岐阜市にては大正九年八月一日より制定して市制第百十七條によりて特別稅遊興稅を設け、同市內に於ける料理店、飮食店、貸席、貸座敷、旅人宿にて娼妓、藝妓、等を招聘したる者は遊興稅を納むる義務あるものと定めて第二條によりて消費金額を標準として左記各號により之を賦課してゐる。

(一)藝妓を招聘したる時　消費金一圓に付　五錢
(二)娼妓を招聘したる時　同　三錢
(三)遊藝稼人を招聘したる時　同　五錢
(四)遊興者一人當り一回の消費金額二圓以上は壹圓を增す每に前各號の率を增加、消費金二圓未滿の者には課稅せず
(五)藝娼妓遊藝稼人等を併せて招聘したる者は高き率により賦課す

大略右の率にて第六條には頗る珍妙な明文あり曰く、徵收義務者は每月十日迄に前月中の遊興者の住所氏名及當該課稅額を別記樣式により申告し云々とある、但書に市長に於て納稅の處理上支障なしと認めたる時は遊興者の住所氏名を省略し、代ふるに人員を以てすることを得といふのである、、さうすると左の樣式になるのである。

岐阜市　町　丁目　番地
大正　年　月　日　徵收義務者　氏　名　印
岐阜市長殿

月日	課稅標準額	遊興者 住所氏名	摘要

住所氏名を書いて届けられたら遊興者は減少するであろう岐阜市に於ける遊興税總額は何程であつたか—記憶を逸したが不日調査の上、又發表する。

附記本年初め屠蘇の香りまださめやらぬ十二日、ある青年歯科醫の書生が同地廓の娼妓に無理心中を持かけて己も自殺した。女は輕傷であつた男は重傷にして二三日後に死んだのである。何にしても危險なる刄物の上に眠るやうな營業である世人は當時は重傷で死んだ男の死を幸いだと云た生きて法廷の耻を晒さんより死が優れりと云た、青年は極度に墮落して衣類迄も賣つて通ふて居た女は相手にしてゐなかつた憐むべき青年の死、刄上に眠るが如き娼婦、私は斯うした廓の情死沙汰なぞには同情の念は起らないが萌ゆるが如き情慾を汚れた地に求めて遂には蠅取草に吸れた虫のやうに青年が金も衣も地位も名譽も生命も失ふに至るを歎くものである。藝妓—、とは異る、肉慾といふものを主とし、之に赴くものいつかは我を忘れ、廓の女を慕ひ刄に死し鐵路に横り犯罪者となる青年と汚れたる肉欲、私は公然かやうな醜業の一日も早く撤廢され賣淫國の汚辱から救はるゝ日の早からん事を祈るのである次には植民地に於ける公娼私娼の情態を述んと思ふ婦人保護法案通過を念じて故郷にて——(十一、二、十九、)

女子教育と師範教育の改善

文學博士　藤井健治郎

あらゆる教育系統の内で今一番取急いて改正しなければならぬものはどれてあるかといへば、私はそれは女子教育てあると信ずる。

現在の高等女學校は一面には自由教育の場所であるやうになつてをり又他の一面には家庭婦を養成する機關のやうにもなつてをる、一面には普通教育の學科を授け、他面には主婦に必要なる技藝科を課してゐる、殊に滑稽なるは郡部にある女學校などにも英語などをも加へてゐることである、かくして二兎を逐ふ所の女學校は今の所、虻も捕らず蜂も捕らずの實につまらない結果に陷つてゐる。

そこで私は今の高等女學校を專ら自由教育を施すを目的とするものと家庭婦に必要な教育をなすを目的とするものと、此二種類に分けるのが當然と思ふ。

前者の女學校に於いては男子中學校の學科課程と同等のものとなし後者の女學校に於いては現在の實科の學校よりも程度の高いしかしより實際的な學科課程にするがよい。

而して前者の女學校は當分の所一府縣に一二校位を標準としその餘はすべて今日の實科式のものにしてしまふを適當と信ずる。

右の二種の高等女學校を設けた場合前者の學校は必ずしも之を特設するを要せず、男子中學校と一緒にして共學をやらしめても宜いと思ふ。

若し特設するとすれば現在の男子高等學校に匹敵する所の女子高等學校をも設け大學は全然男女に向つて同樣に開扉すべきてある、教育の機會均等は男女によつて甄別すべき理由がない。

第二に急改正を要するものは師範教育てある。

私は現在の師範教育は餘りに型に囚はれ過ぎて活きた教育者を出すやうになつてゐないと思ふ。

現在の師範學校制度に於いてはそれを卒業するまでには、義務教育を卒へた後から計算する七箇年になつてゐる、今の三年程度の專門學校に比して唯わづかに一年の差があるのみてある。

乃て私は現制にひつかけていつてもよし、又それと全く離して說いてもよいのてあるが、理解上の便利の爲に現制にひつかけていへば、師範學校は現在の第二部を師範學校の本體とするのが當然てあると思ふ。

しかし私のは現在の第二部を其まゝ師範學校の本體とするといふだけてない、中學卒業後三ケ年課程のものにして現在の三年程度の專門學校と同程度にしやうといふのてある。

而して右の師範校に於ては現在の高等學校の文理科程度の分科を參考して多少分科させるのが適當てある

右の師範校は現在のより僅に一箇年の延長に過ぎないて、而も其效果は中々一年位の差てはないと信ずる

此師範學校の經費は純理からいへば當然國家の負擔すべきものてあるが、今急に出來なければせめて教員給だけても國家が支辨すべきてある

而して現制に於いては師範學校の校長のみが國家の官吏といふことになつてゐるが、若し官吏制度にするのが行政上適當なら教員全部を國家の官吏とすべきてあるつまり現在の直轄學校組織にするのが當然てある

若し國庫の都合上どうしても出來ないとあれば私は學校の性質から云つて今日の實業專門學校の如きは寧ろ之を國庫支辨から地方費支辨にうつし、師範校を地方費支辨から國庫支辨へ移すべきものと思ふ。

婦人と文化生活

文學博士　下田次郎

□文化生活とは何ぞや

抑も文化生活とは如何なることを意味するか。之に定義的な解釋を施すならば、それは野蠻人より文明人へ、卽ち科學と道德の力に依つて高いところの生活を送ることであると云ひ得る。一言に節約すれば價値のある生活を爲すこと是れ卽ち文化生活であるとも云へやう。野蠻人の生活といふものを考へて見ると、彼等は只食物を得て食慾を滿すが爲に其日々々を送つてゐるやうな狀態に止まつてゐる、これでは獸類の生活と五十步百步であつて、人として生甲斐のある生活を爲してゐるとは思はれない。然らば想ひを廻らして、我々日本人の生活は如何といふ問題に到ると甚だ心細い次第であつて悲しい哉、之を歐米人のそれと比較すると頗る劣つてゐると云はねばならない。我々の生活振りを見ると、祖先將來の文明を味はひ、之を後來の人に傳へるといふ範圍に止まつてゐるものが大部分であるやうに見受けられる。斯る消極的なことでは駄目であると思ふ。人の造つたものを享樂するに甘んぜず、常に創造といふ觀念を頭に沁み込ませて置かなければならない。其處に進步といふものがあり、價値ある高い生活が生じて來る。眞の意味に於ける文化生活は實に此處に始まらなければならぬ。

廣く文化と云ふが之れには五つの種別がある（一）經濟的文化（二）科學的文化（三）美的文化（四）道德的文化（五）宗教的文化、卽ち之れである。

□經濟的文化

經濟的文化の問題とは、卽ち衣食住の文化の問題である。生きて行く爲めの生活、之が抑もの根本問題である。此世に生を享けて之を持續するといふことが凡ての問題の始まりであらねばならぬ。何人も等閑に附することを得ないもの、第一とする。ところで我々の衣食住の模樣を見るのに、之れは到底文化生活であるとは云ひ得ない。歐米のそれに比較すれば想ひ半ばに過ぐるものがあるであらう。衣服はと云へば東京のやうな大都會に在つては兎に角として、一寸田舍に入つたら殆んど目も當てられないやうな服裝をしてゐる。一般に絹物を他處行としないで平常着とする位にしたいものである。食物の點に於ても我々は決して文化的な生活を爲してゐない一體に粗食であり、御馳走を食べてもそれが滋養的價値が少

なかつたりする。年に何度とかいふ御馳走に甘んぜず、常に美食を口にするやうになつて欲しい。住居に至つては更に更に貧弱を極めてゐる。燐寸箱のやうな家屋の中に雜然と住んでゐる有様は何と悲慘ではあるまいか。外國人の友人か遙々と日本へ訪ねて來て、家庭生活の模様を見せて呉れと頼まれるが、恥かしくて何とて見せることが出來やう。それて止むを得ず西洋料理店へ連れて行くといふやうなことになるが、友人はこんな所を見せよと頼んだのではないと不平滿々なのには恐縮させられる。

經濟的文化を高めやうとするには、我々は先づ富と趣味とを作らねばならぬ。美衣を纏ひ、美食を口にし、大厦高樓に住ふには先づ以つて金錢が先決問題であり、而も如何程金が出來ても、衣食住に對する趣味といふものが缺けてゐたらそれは寳の持腐れに終つてしまう。日本の婦人は今まて多く消費者の地位に立つてゐた。積極的に其家の富の程度を增すといふ方面には沒交渉の狀態であつた。下層社會に在つては左程でもなかつたが、中流以上の婦人になると生產をすることを恥の如く心得て居つたのである。それが如何に日本婦人の文化生活の向上を妨げて居つたか、今後の婦人は宜しく斯くの如き狹く僻める見解を避けて、男子と同じく生產者の位置に立たなければならない。男子の職なきを恥づる如く、婦人も亦無爲にして遊ぶことを恥づる時代が來らねばならない。人間の生活と職業との關係に對する觀念は性の異れるに依つて異るべきものてはあるまい。

□科學的文化

眞理を追究するところの文化、之れが科學的文化である。日本婦人と科學とは今迄殆んど沒交渉であつた。唯僅々三人の女學士を東北大學から出したばかりてはないか。世界大戰前の調査であるが、米國では一萬人の婦人がカレッヂとかユニヴァーシチーとかに學んでゐるとのことである。日本の狀態と比較したら寔にお話にならぬ次第なのである。ローザンス著「科學に於ける女子」に就いて見ると世界の婦人が隨分科學に貢獻してゐることが分明する。只日本の婦人が科學上に無智なるのみである。科學界に於ける最高の名譽と稱せられゐるノーベル賞金を受けてゐる婦人さへある。ラヂウム發見て有名な佛蘭西のキューリー夫人の如きは二度迄もノーベル賞金を授けられてゐる。二度ノーベル賞金を受けたものは世界廣しと雖もキューリー夫人唯一人である。以つて婦人の爲め氣を吐くに足るべきてないか。

眞理の追究は人類共通の問題であつて性に依つて異る性質の問題てはない。婦人が科學的文化に貢獻し得ることはキューリー夫人の例を以つてしても明かであるが、日本に於ても東北大學を出た三人の婦人の中數學を修めた者があるに徵し、亦婦人が科學に貢獻することの可能であるといふことが立證し得られる。

男女共學の聲が近來却々盛んに唱へられる。實に結構なことて、如何に婦人が眞理の追究に其身を捧げたくとも、敎育の制度が之を許さないこととては不可能の問題であるから宜し

く婦人の爲めにも門戸を開放すべきである。科學の講究を困難な地位に立たせて置いて、それで科學的文化の貢獻は女は終に男に及ばずと云つたとて、それは甚だ矛盾した獨斷といふもので婦人に取つては頗る迷惑な聲である。要するに眞理の追究に男女の區別なしといふモットーを力強く叫んで、科學の研究場裡に打つて出でねばならぬのだ。斯くして男子の獨占して來た科學的文化を婦人の手に依つても創造し、人類として偏頗なき文化的生活を迎へることが肝要である。

□美的文化

美的文化といふのは文藝、美術の方面に於ける文化である。此方面に於ては婦人は隨分活躍し貢獻せるところも多い。文學に在つては日本に於ても婦人の働きが大なるものがあり、昔は婦人の獨占場の如き觀のあつた時代もあつた。西洋に劣らぬ文化も見られたのであつた。只音樂に至つては甚だ貧弱なもので、之れは西洋とは同日に論ずることが出來ない。西洋では夕方から夜にかけて街を散歩するなら必ず至る所ピアノの優雅な音が聞かれ、ヴアイオリンの咽ぶやうな旋律が聞かれる。若い娘が獨唱をやれば母はピアノに倚つて伴奏をする。すると父おやは後方の椅子に腰をかけながら、足拍子を取つて之れを聽くといふやうな美しい光景も見られる。それがどれだけ家庭の情味といふものを深め、高く淸い心を養つてゆくことであらう。音樂なき國民、それは日本人を指すものゝ如く思はれる。稀に琴の音ぐらゐは聞かれるが、大抵の家庭に於ける婦人は沈默なること魚の如きである。音樂なき點に於ては日本の男子と雖も婦人と甲乙ないのであるから、婦人のみに音樂の趣味を養へといふのではないが、婦人は家庭に於ける光明である。それが音樂の力に依つて更に優しき光を添へたならどんなにか美しく溫かなものであらうと思ふ。

□道德的文化

道德的文化とは道德的社會生活の謂である。自己の信ずる基礎の上に立ち恥づるところなき生活を爲す場合には其處に道德的文化があると云ふのである。社會の秩序を維持するものに道德と法律とがある。相倚り相保つて吾人の生活を安きに置いて居る。此一方を缺いて文化生活の送られる理由はないが、吾人の生活を美しくするといふ點に於ては道德は殊に重要な位置を占める。法律は不完全なものであつて、恥づべきことではあるが、免れて恥なしといふやうな思想もつひ生じて來る。道德を發達させなければ吾人に美はしい文化生活は決して來ないのである。

然らば日本の道德は如何なる程度に進んでゐるか。殘念ながら高くないと云はなければならないのである。東洋の君子國と稱しながら、何といふ道德を缺いた醜い事件が頻々として起ることであらう。東京市の疑獄事件の如きは云ふに忍びざるものがある。衣食住に事を缺く者の犯罪はまだ〳〵恕すべき點がある。物質に不足なく猶且罪を犯すに至つては、之こそ全く眞の恐るべき犯罪であつて、社會より糺彈すべきものは全く之等の徒輩である。

道德の進步の傾向を察するに、男性的道德より女性的道德

へと進みつゝあることが觀取される。昔、武を尙んだ時代に在つては勢ひ男性的な道德が貴ばれた。然るに文化が進むに從つて道德は博愛とか、忍耐とか、謙遜とかいふ女性的な色彩を帶びて來るやうになる。全く、平和の世界と呼びかけて見ると、同時に女性的といふ言葉が心の何處からともなく起つて來るではないか。今や世界を擧げて平和の光りに浴しつゝある。婦人の文化生活に貢獻すべき絕好の機會は今である。由來道德的の犯罪は婦人より男子に於て遙かに多かつた。

□宗教的文化

宗教は人間各人の最後の依據である。物の上に立つてゆく信仰、之れ有ればこそ人間といふものが非常に美しくなり強くなる。價値ある生活が此處に至つて確實な裏書を得たことになるのである。然し今日までの宗教的信仰を見るのに、それは餘りに無智的なものゝみが多かつた。迷信の如きがそれである。日本の婦人が如何に迷信に支配されて來、又支配されつゝあるかは今更此處に云ふまでもあるまい。迷信を擔いて步くものは殊に女に多い。信仰と迷信との間には大分大きな距離がある。迷信を以て信仰であると思ふものは宗教に淫したものである。宗教を創むるものは男で、宗教に淫するものは女であると謂はれてゐる。しかし之れは如何に婦人が宗教に支配され易いかを語つて居るものであつて、それだけ婦人と宗教とは關係の深いところにあるといふことを知ることが出來る。『幸運の爲めに』の端書が恐ろしい勢で迷信を煽つてゐるには驚かされるが、二十世紀の文明人がこんなことでは心細い限りで、まだ〳〵眞の信仰が遍く文化生活をより美しく貴くするには間があるやうに思はれる。信仰するなら科學の肯くやうな信仰をしたい。不合理的に迷信に非ざる信仰を得たい。凡てを合理的にしてこそ確乎不動の生活が生じ價値ある高い生活、文化生活が生ずる。

□今こそ婦人の覺醒すべき秋

文化的生活に以上五つの要件を具備することを要することを說いた。五つの要件は各個夫々に發達進步させることが必要なことであるが、それには教育といふものが原動力を成してゐることを忘却してはならぬ。知らざれば恥なして、文化生活を爲さんとするには先づ知られねばならない。知ることは是れ教育の司るところである。國民の大部分が普通教育に止まつてゐるうちは文明國とは云はれない理想としては國民の各個が高等の教育を受けることである。男子の高等教育さへが充分に行かぬ日本現在の狀態である。婦人の高等教育に至つては更に擧を大にして之が普及を叫ばなければ、何時の日になつて其門戶が開放されるやら計り知るべき限りのものではない。百年河淸を待つ貌で大人しくしてゐた日には、呑氣人間ばかり揃つた日本のことだから到底埒の明く話てはないのである。

二十世紀は勞働問題と婦人問題との世界であると云はれてゐる。婦人問題とは如何にせば婦人が健全なる文化生活を爲すことが出來るかの問題である。婦人の文化生活問題がどれほど重大に取扱かはれてゐるかを知るべきである。今こそ我日本婦人も眞に目醒むべき秋ではないか。男子に壓迫せられ、奴隷視せられてゐた憐むべき境遇から脫却して新らしき生命を發見し、光り輝く崇高き生活を創造しなければ婦人は永遠に動かざる人形となつてしまふであらう。

婦人の文化生活とは何であるかは大體說き來つたつもりであり、又如何にして文化生活を爲すべきかの方向をも些か論じたつもりである。歐米諸國は今回の戰爭に依つて心的生活に於ても物的生活に於ても一躍して一世紀ほどの文化を高めた。然るに日本は僅少なる影響しか受けてゐない。自愛せずんば世界の文化から取り殘されるであらう。(講演大意)

刑事現象と不良少年の防遏

法學博士　山岡萬之助

□救濟より保護へ

近來社會問題が大分八釜敷くなつて來た。社會問題とは何かといふと、社會の缺陷を補つて人類の共同生活を都合好く行つてゆくことである。人類の生活が始まる時から此のやうな問題はあつた。しかしそれは陥落したものを救ひ上げることであつた。然るに今日の社會事業は如何にせば人類共同生活の缺陷が起らぬかを研究することである。卽ち救濟より保護へ、保護より豫防へ、といふ觀念に移つて來た。

然らば如何なることを保護するか。人類の生活に、衣食住の生活と精神生活の二つがある。その衣食住の慾望を滿足し精神に不良なる意味合ひをなからしむるの保證、此處に保護の必要が起つて來る。今日の露西亞はどうであるか。衣食住に甚だしく事を缺き、小學校教育さへ滿足に行はれて居らぬのである。斯樣な窮乏の狀況から露西亞を救ひ上げるのは一つの大きな社會事業であり、如何にせば露西亞のやうな狀態が未然に防がれるかを講ずるのも亦社會事業である。

日本に於ては物質文明は成程進んで來た。然し精神文明の點に至つては到底西洋のそれと同日に談ずることが出來ないのである。個々人々の智識は進歩したが、之れを綜合する人柄の修養は少しの進歩の跡さへ見えぬ。世界大戰以來西洋の新らしい思想が非常な勢ひで侵入して來た。それ以前物質文明と精神文明とが並行して進歩してゐたなら、少しも驚くことはないのであるが、未だ並行されぬ今日、斯かる新らしい過激な思想が入つて來たことは實に由々しき大問題であつて、混沌の狀態に陥らねば幸ひと思ふのである。其のやうな危險な狀態に陥ることを防遏するには、精神文明の進歩を圖ることが刻下最大の急務であらねばならぬ。

□法律上の自由を自縛する者

精神の方面の進歩は思ふやうに渉らぬ。否段々惡化してゆくやうにさへ思はれる。そこで精神の惡化と刑事現象とを對照して見るのに、大正九年に於いては二十八萬人の者が刑事罰を受けてゐる。これには警察の卽決裁判が入つてゐないのである。憲法に依り我々は法律上の自由を有してゐるのであるが、一步を進めて考へてみると其處に我々は法律に從ふ義務を有するといふことになるのである。法律上の自由の地位を狹めて、法律に違反する者が二十八萬人もあるといふこと

は寔に恥かしい次第であつて、國民は最少し眼醒めて眞に此の自由を享有する囚はれざる心を持たなければならぬ。警察の即決裁判で拘留科料の處分を受けたものは四十五萬人の多きに達してゐる。これは各人が少しの注意を拂へば其の樣な處分を受けずに濟むのであるから、少々生活に節制を加へたいものである。

目下監獄に拘禁されてゐる者は約五十萬人である。刑事罰を受けた者の數に比し頗る少數であるが、これは微罪處分で拘禁されぬ者があつて、それが大正九年には十四萬人程に達したからである。救護より保護へ、處罰より保護への觀念が此處に力強く發露されたのである。拘禁せずして犯罪者を善良な方向に向はせる方法があつたなら、其者の爲めにも社會の爲めにもこれほど喜ぶべきはあるまい。檢事の手は個人の爲め、社會の爲めに常に微妙に働いて、斯々の犯罪者は監獄に拘禁して體刑を加へるよりは寧ろ起訴せずして其自覺を促した方が刑事政策上良好な結果を齎しはしないかといふことを念頭に置いてゐる。全く檢事は各個人の爲め、社會の爲め盡力してゐるのに人權蹂躙の聲を聞くのは殘念なことである。世人はよく檢事の手は人民保護の爲めに働いてゐるのだといふことを記憶すべきである。

□物慾の禍と不良少年

不良少年の問題が、晩近盛んに論議されてゐるが、不良少年を保護する精神も以上述べたところの觀念から出て來てゐる即ち處罰より保護への精神である。不良少年は如何にして發生するかを察すると、種々な原因が存在するであらうが、矢張り物慾に禍されてゐることの多きを發見するのである。

前に述べた二千八萬人の犯罪者の中、窃盜の罪が六萬人、賭博の罪が七萬五千人あつた。財物を目的とした犯罪の如何に多きかを知るに足らう。生物である以上我々は勿論生きねばならぬ。生活に追はれて他人の財物を窃取するが如きはまだ〳〵恕すべきものがあらう。金錢上幾分の餘裕がなければ出來ぬ賭博の如きは憎むべきである。物慾に趨つて之等の犯罪を行ふ我々は、確固たる人格上の基礎に立つて自らも他から動かされぬことにせねばならぬ。物質に對する慾望は少年であるが故に之れ無しといふ譯はなく、不良少年の此處に生ずるのも自明の理であらう。

少年とは如何。西洋に於いても我國に於いても十九世紀までは十六歲未滿の者を稱してゐた。しかし處罰より保護への觀念の廣く行はれる今日は、歐洲大陸では十八歲が境界年齡になつて居り、我國も然りである。但し民法では二十歲未滿の者を未成年者となしてゐる。何事にも保守的な英國は未だに十六年制を採つて居り、英法を汲んでゐる米國も亦同樣である。今我國に於ける二十歲未滿の犯罪者の數を調べて見ると年々三萬人以上に達して居り十八歲未滿になると一萬五千人といふ數字を示してゐる。大體に於いて犯罪は二十歲を越して二十七八歲に達する迄の間の者に最も多い。之れは如何なる理由に依るかといふに、犯罪は素々男性的なものであり、右の年齡の者が最も男性的な行爲を欲するからである。然らば以上の未成年者の犯罪を如何に取扱つてゐるかといふ

と、其中に千人を監獄に送り、二千人を感化院に送つてゐる。目下は五千人の者が監獄と感化院とに入つてゐるといふ狀況である。殘りの他の不良少年は社會に放置されてゐる有樣であつて、何故に監獄に送らぬかと云へばそれは保護の觀念から來てゐるのである。

□少年法現はる

不良少年の抑もは浮浪生活から始まる。掻拂ひをやつたり、活動寫眞館に入つたりして貴重な日々を送つてゐるのである。斯樣な初期の不良少年は放つて置くのであるが、それが次いで屋內窃盜に進むやうになると最早捨てゝ置けないから處分を加へることになるのである。斯くして不良少年は年々增加する一方であるが、多數の不良少年が社會に積つて居つても一々それに手を下さないのは全く刑罰より保護への觀念の發露であつて、刑事裁判を加へ其者の永い一生に拭ふべからざる汚點を刻み込み、自暴自棄の餘恐るべき犯罪者となるのを防止せんとの社會政策の一端である。

然し此の積れる不良少年を其儘に放置して其爲すが儘にして置くことは危險なことであるから、それを何うすれば好いかといふ問題が當然起つて來るが、之れは大問題である。不良少年の保護所を設けるのが最善の策であつて、今議會に政府から提出した少年法案は亦不良少年の保護の設備に非常に手を盡してゐるやうな譯で、司法、內務、文部各省は熱心に各方面の研究を爲しつゝあり、事業は正に其緒に就いたのである。不良少年を保護するといふことを學理上から研究すれば、不良少年の缺陥を補ひ、進んで其缺陥を豫防するといふことは社會夫れ自身の保護であつて、不良少年の保護は社會の義務であり國家の義務であるといふ所以である。

□社會は第二の親である

今全國五十萬人の在監者に就いて調査してみると、其三分の二は所謂前科者であつて、そしてそれは多く少年時代からの犯罪者である。三十歲を越してからの犯罪者は忽ち改悛するのが例である。それは少年時代からの犯罪者は、其者の留まる場所が未だ出來ず、監獄から出ても行くべきところがないから復た罪を犯すことになるに反し、三十歲以上の者は留まるべき場所が既に出來てゐるから改悛が早いのである。此意味から云つても不良少年の保護所の必要であることが理解出來やう。不良少年の保護は人生を通じた大問題であつて、所謂特殊部落のなかの個々の事業ではないのである。

不良少年保護の根本觀念は如何。それは親として少年を保護するのは當然であつて、第一の親がそれが出來れば第二の親がなければならない。社會國家は實に第二の親である。これが不良少年保護の根本觀念である。西洋に於いては博愛主義が廣く行き渡つてゐる。それは社會は第二の親であるといふ觀念から迸出してゐるところのものである。我國の有樣は何うかといふと此の觀念は甚だ憐れむべき狀態に在るのであつて、隣家の子供の惡戯を叱ると子供の親は餘計なお世話だと一本參るのである。子供の惡い行爲を叱正して呉れたのに對し感謝の意を表することは當然であるのに事實は之れに反し

てゐる。水に溺れる子供を見たなら何人も救ひ上げずには居られないであらう。然らば精神的に陥落してゐる者を引き上げるのも同然の理であらねばならぬ。社會は第二の親であるといふ博愛の精神を涵養するとこそ先づ第一の急務であらう

□保護所及び間接保護法

既に不良狀態に陥つた者の救濟方法は如何といへば、其少年の個性といふものを調べ、これに適應する處置を取るのが根本方針であつて、先天的に缺陷あるにあらざる限り感化改善出來ぬといふことはないのである。目下設備されてある感化院の收容人員は約二千人であり、少年法に依る保護所が出來れば約五千人までは收容し得るのであつて、此種の設備は今後益々發達しなければならない。

親の監督不行屆が多數の不良少年を作り出す。外國には監督不行屆の親を罰する法律の規定がある。以つて間接に不良少年の生ずるのを防止してゐる。然るに我國には此のやうに間接保護法のないのは法律の缺陷であつて、そこで少年法には少年保護者に關する規定を設けてゐる。

本人の居る場所、境遇が亦不良少年を作る。子供は感受性が鋭敏であつて、環境に對する感受性が非常に強いのである。故に場合に依り場所を變へ、境遇を換へる必要がある。少年法には依托に依つて此問題を解決する規定を設けてゐる

要するに不良少年の保護は博愛の精神が根本を成してゐることを強く記憶せねばならぬ。社會連帶といひ、社會奉仕といふ、皆此の精神に外ならぬのである。（講演）

◉賣笑婦なき村には一人の花柳病なし

愛知縣幡豆郡西尾警察署で此程郡内各町村に於ける藝妓酌婦對青年の花柳病に就き調査した處に依ると郡内十二ヶ町村の中藝酌婦の存在する西尾町一色村平坂村寺津村吉田村幡豆村横須賀村七ヶ町村の壯丁には百分の四乃至一の花柳病者を發見したが前記町村の藝酌婦數は西尾町の九十七名を第一とし合計二百五十二名で壯丁は六百七十一名あるが此外福地、豐坂、室場、三和、佐久島五ヶ村の壯丁百八十八名中には一名の花柳病者も無く藝酌婦も是等の村に存在せぬ事は賣春婦が花柳病の媒介たり傳播者たる事を例證し得られる。

◉横濱遊廓移轉問題

眞金町遊廓の移轉問題は多年の懸案であつて、有吉前知事時代にも縣會に於て移轉促進案が出た程て、移轉は當然行ふべきだが只時期如何が問題となつて居たが、今回の大火と共に移轉問題が再燃し、現在が絶好の機會だから實行すべしと力說する者もある。

然し何と云つても今回燒失した妓樓は僅六分の一に過ぎないのだから種々の事情上今回も移轉は到底不可能に終るものと觀測されて居る。

◉神戸藝妓の大痛事

神戸市の四施組合では此程玉代の値上げを其筋へ願出たら其値上の理由を明細に具申しろとの嚴命なので早速お座敷着の上衣が幾何に下衣が幾何、何々が幾何と事細かに物價騰貴の爲め姐さん達の負擔の重くなつた譯を上申した。組合の方では許可になることゝスツカリ好い氣持ちになつて居つたが結果は意外にも重ね着なぞは贅澤だ自今下衣の着用を嚴禁するサスレば自然十分算盤も取れる筈だとの御裁きがあつたので昨今此寒空に下衣無しで大小の美妓連プル〳〵慄へて居るとは滑稽千萬。

◉逃亡兵と色情關係

全國師團の逃亡兵の調査をしたが其の統計に依ると大正元年以來逃亡行方不明となつてゐるもの陸軍で四百六十三名の多數に上り、其内第一師團管區の百二十一名、第四師團管區の四十五名が最も多く平均十五名位である、之を兵種別にすると歩兵百七十四、砲兵百四十八其他騎兵工兵輜重兵看護卒計手等全般に亘つて相當ある

逃亡の主な原因は色情關係で、初年兵が休暇外出の際情婦に會つて案排が違つてゐたりすると大抵の場合逃亡から社會のドン底に落ちて行くのださうである。

不良少年のみを責むる勿れ

家庭學校長 留岡幸助

□必ず感化される

不良少年の感化は非常に困難な事業であると云はれてゐる。然り、實際困難な事業であるには相違ない。しかし世間の或者が唱へるやうに決して絕望的なものではないのである。私の經驗に依つても百餘人の不良少年少女の中八十餘人まで感化改善されてゐる。困難な事業ではあるが其大部分は善良なる人間に改めることが出來ることは確實である。性來の風癲白痴ならばいざ知らず、然らざる限りは必ず感化せられるものであることを世人に知つて貰ひたい。

私が不良少年の感化事業に手を染めたのは今から三十三年前で、北海道空知の收置監に教誨師を勤めて居つたときのことであつた。同監獄は舊刑法の有期徒刑十一年以上に該當するものを收監する所であつて、言はゞ重い罪人のみを繋いで置く所であつた。當時は二千人からの囚人があり、一人で終身刑を三つも四つも背負つて居るといふ凄いものもあつた。其處で私は調査して見ると、之等の罪人は十中の八九迄六才以上十五才未滿の其少年時代に於いて所謂不良少年であつたことを發見した。少年時代の不行跡が其人の一生を暗闇の中に放り込んでしまふといふ恐ろしい事實を見せつけられてそれから私は不良少年少女の研究に沒頭したのであつた。全く人間の身體の病氣が醫術に依つて治る以上、精神の不良な狀態も何等かの方法に依つて治らぬ道理はないと思つたのである。

□罪は環境に在り

扨て不良少年は如何なる譯で其來るかといふことを調べて見ると、一つは遺傳であり、他は少年の環境が惡かつた爲めである。大酒家の子、梅毒を有する者の子に不健全なる精神を有して居るものが多いのは爭はれない事實であるが、茲には不良少年發生の第二原因であるところの環境の點に就いて論じて見たいと思ふ。

如何なる環境に置かれた少年少女が不良の狀態に陷るか。親の愛情の冷熱が大きな原因を成してゐる。適當なる太陽の熱が植物の發育に必要なる如く、人間の精神の發育に適當なる親の愛の必要なるは云ふまでもないことである。如何なる程度の愛が必要であるかは各個人の性情に依つて異るべきであるが、冷熱甚だしきは決して取るべきでない。例へば父が非常に嚴格に叱し母が反對に甘過ぎるといふことがあると、其處に不健全なる親の愛といふものが生ずる。繼母のある家庭から不良少年少女の夥しく發生するの

は愛の冷酷に過ぐる好適例てある。

父兄の不健全なる職業、これも亦不良少年少女發生の大なる原因てある。藝妓屋、貸座敷の家庭から不良少年の出るのは誰しも知れる事實てある。山師の家庭から澤山出ることも首肯出來やう。妾腹の子に不良少年の多いのも見逃がすべからざることてある。これは本妻と妾との葛藤から家庭が亂れ、それが柔い少年の精神に不良なる感化を及ぼすのてある。書生、下女下男、運轉手、車夫のやうなものを入れるにも充分な注意を拂ふべきてあらう。近來良い家庭が漸次減少してゆく傾向がある、近時の不健全なる思想が家庭に浸入して行つた爲めてあらうと思はれる。善良なる家庭を作ることは感化院を作る前に必要なことてあらねばならぬ。不良少年の發生を未發に防ぐにはうしても善良なる家庭を必要とするかてある。

□家庭の情味の薄らぎ

近時經濟的文化の進むにつれて家庭の情味といふものに少からぬ變化を來してゐる。無爲に一日を送ることが罪惡てあるといふ觀念から母も働き、姉も働くといふことになり、家族揃つて住む時間が段々と少くなつてゆき、家庭的情味が薄らいて、不健全なる分子が少年の頭脳に喰ひ入つてゆく。簡易食堂を利用する如きも結構なことだが此處から家庭の親みは得られない。

今日は生活が漸次困難になり來りつゝあるので中流以下の家庭ては一人ても遊んて暮す者の存在を許さなくなつた。伜も働き、娘も働かねばならぬ。子に取つては親の家計の足らざるを補つてゐるといふ觀念があつて、親の壓迫は利かぬやうになつて來た。それは教育の普及から子の方が親よりも學問がある。そこて親のコンツロールが力弱いものとなつて來た。此家庭の狀態は子のセルフ、コンツロールの必要を來たし、それが出來ぬ子は不良少年となつてしまふのてある。宗教の力が漸次薄らいてゆく。これも亦子をコンツロールするのに困難になつた一原因てある。

も一つ大きな原因は教師の感化力の減少てある。近頃は學問さへも商品扱ひにされて、堂々たる博士が學問の切賣をやつてゐる。子は學問を知ることは出來るかも知れないが、教師から道德的な感化力を受けることは昔ほどに行かなくなつた。修養の上に大なる缺陷が生じて、不完全な頭脳を持つて少年少女が増してゆく許りてある。之を要するに父兄及教師の感化力が失はれてゆくことが不良少年發生の重大なる原因を成してゐるのてある。次に友人の撰擇といふことも深い考慮の中に入れて置かねばならぬ。不良少年と雖も單獨て不良行爲を爲すものは少い。必ずや仲間の者と相呼應して行つてゐるのてある。友人の行爲は父兄に取つて少年の行爲を知るべきバロメーターてある。

□社會連帶の責任

しかし不良少年の發生については家庭のみが責任を負ふべきてなく、社會も亦責ありと云はねばならない。近時富の程度が増してそれが一方に偏り、之等富を保有する人間が金を惡用するので、それが少年少女の心を刺戟し極めて不良なる影響を齎すのてある。貧乏人に必ず不良少年が出來るといふのてはない。一方に

貧民あり、他方に金を惡用する富者て不良少年を生ずるのである。法律の網の目が細かになつてゆくことも不良少年を増す原因である。法律なき時代には不良少年も從つてない次第で、法律が緻密になるに從つて不良少年の之に引つ懸るものが多くなるのは當然である。八歳以上二十歳未滿の不良少年は内務省の調査に依ると全國を通じて五萬人東京市のみて千五百人に餘るといふ。警視廳の調査に依れば東京市の不良少年は三千以上に達するさうである。然らば之を救濟すべき感化院の狀況は如何といふに、全國を通じて五十四の感化院に收容せられてゐるのが二萬二千人に過ぎない。三萬の不良少年は放置されて社會に害毒を流してゐるのである。感化院に不良少年の全部を收容することが困難な狀況にある今日は是非是が救濟を社會に俟たねばならぬことになる。社會連帶の原理からして、不良少年を持たぬ父兄も對岸の火災視することなく、之が改善の方法も講ずべきであると思ふ。

□不健全なる都會

不良少年は都會に多く、地方に少い。不良少年は物質の發達に禍されてゐるものであつて、物質の發達は都會に際立つて之を見るからである。都會は性質上どうしても消費的の立場に立ち易い。消費的の文明がどれだけ少年の柔い頭腦に不良なる影響を及ぼしてゐるかは容易く想像されるであらう。都會の少年は身體も精神も共に偏れる發達を爲して居り不良少年になり易い傾向を多量に保有して居る。少年自分のセルフ、コンツロールの必要なるは云ふ迄もなきことながら、父兄の注意も隙間なく行屆かねばならない。都會位虛榮を煽動するものはあるまい。三越の如きは其原動地とも云ふべきである。又誘惑が多い。意思の弱い頭の柔い少年少女を刺戟して、不健全な方向に導き易く、或は不良少年少女の團體があり淫賣がある。彼等は恐ろしい手を擴げて少年少女の近づくのを待ち構へてゐるのである。

不良少年は都會が發達するに從つて增加する一方であらう。しかしその悉くに刑罰を科するのは考物である。寧ろ敎育の力で之を改善すべきであつて、責任年齢に達せざるものを罰すべきでなからう。不良少年の責任は少年自ら全部を負擔すべきでなく、家庭、社會、國家がその一半を負擔せねばならぬものであらうと思ふ。先づ敎育の力で救濟を試み、それで見込が立たなければ始めて法の力を藉り、威嚇し、改悛させ、之を善良の方向に導くのが順序であると信ずる。（講演大意）

▲大正九年東京市各種興業場の入場者を比較すれば左の如く、何ものも活動寫眞の敵ではない

活動寫眞	九、五五七、六八六	芝居	五、四三、八一〇
見世物	三、三七二、〇〇四	寄席	三、一九三、七〇三

▲東京市内各種興業物の入場者累年表を掲ぐれば、

明治卅六七年	八三〇	大正二年	二〇九五
同　卅八年	九三〇	同　三年	二一〇〇
同　卅九年	一〇四〇	同　四年	二〇六〇
同　四十年	一二〇〇	同　五年	二三八〇
同　四十一年	一三四〇	同　六年	二〇八五
同　四十二年	一四八五	同　七年	二〇七〇
同　四十三年	一四一五	同　八年	二二六〇
同　四十四年	一一三〇	同　九年	二一五〇
大正元年	一九〇〇（單位萬）		

▲大正九年中の檢査合格フィルムは、一分間六十呎の公定速度で休み無しに動かしても、五十九日十五時十六分を要し、其の長さは靑森から小倉迄屆き、富士山の高さの約五倍となる、而して同年東京市内の活動入場者（九五三七六八六）は東京驛の乘客（五〇一三六三一）と降客（四四四八七一六）の和よりも多きこと七萬五千三百三十九人となるといふ。

華府會議と基督教

牧師　小崎弘道

一

私は今度で五回目の外遊であつて、昨年九月九日橫濱を出發し、本年一月三十日歸つたのである。且つ今度は色々の所を巡はつたのであつて、その巡はつた個所は凡そ二十三ケ所である。所々で演說說教をなすこと四十回、內不慣なる英語演說をなすこと十回である。そして萬國宣教會議、傳道會社の年會、世界日曜學校實行委員會、教會同盟の年會、及び華府會議に出席したのである。

曩に世界大戰が濟んで平和會議が開かれたのであるが、歐米に於ける一般の人々は、是れで戰爭もなくなり全く天下泰平に歸し、軍備も縮少又は撤廢せらるゝだらうと想像した。然るに何ぞ圖らん其の後種々なる紛亂爭鬪が起つたのである國際上の關係は却々さう理想的に運ぶ譯に行かぬのである。その原因を尋ぬるならば平和的大精神が徹底せぬのも一つの原因である。當時の米國大統領ウイルソンが國際聯盟を主張して聯合諸國の間に成立したるに拘はらず、米國の上院が批准を與へざる爲め、その主張者たる米國自身が加盟せざる結果、國際聯盟も幾分影薄きものとなつた。そして其の後土耳其の戰亂となり、露國の倒壞となつた。最近に於ける露國の有樣は大變悲慘のものであつて、餓莩途に橫はると云ふ有樣である。此冬中には恐らくば二千萬以上の男女が死するであらうとのことである。

二

又米國は軍備の爲めに莫大の費用を費し、一ケ年の海陸軍費だけでも十四億二千二百七十五萬弗の巨額に上つてゐる。又日本も歲入の半ば以上を軍備に費してゐる。それ故に若し此儘にて數年を經過するならば、日本などは立ち行くことが出來るか頗る疑問である。又日英同盟は七月で期限が切れたのであるが、ハーヂングが國內の狀勢及び日英その他との關係を洞察して華府會議を開き、首尾克く四國協商、海軍縮少等が出來たのである。そして基督教が米國民に如何なる關係を持つて居るかを考ふるならば、實に思ひ半ばに過ぐるものがある。現大統領は比較的信仰の厚き人である。又歷代の大統領は何れも皆信者である。そして有名なる教會などでは、ワシントン、リンコルングラント其の他の大統領の席を記念として鄭重に保存し置くのである。

現大統領たるハーヂング氏はバプテスト教會員である。又國務卿ヒューズ氏は大統領以上の人物であつて、人格人物一頭地を抜いて居ることは彼れに面會したる者の一様に識認する所である。彼れは牧師の息子であつて、彼れの家族は皆献身的に救濟事業に働いたのである。又副大統領クウーリッヂ氏は組合教會に屬して居つて、矢張熱心の信者である。又英國のバルフォーア氏一流の政治家であるのみならず、偉大なる哲學者であり、神學者である。彼れの著はしたる「有神論と人道主義」「近世の懐疑論」「信仰の基礎」などは著名のものであつて、世界一流の學者たる彼のベルグソンやオイケンなどと肩を並ぶべき人物である。

三

偖華府會議の開會式にはアベルネセーと申す若き牧師が司會をした。十一月十一日の招魂祭にも此人が司會を務めたのである。私は徳川公爵や加藤全權を勧めて教會に導いたが、一度も來られなかつた。唯一度タフトや海軍大臣ダニエルの出席する教會が我が全權一行を招待したので、徳川全權其の他の人々が參つて歡迎を受けられた。その際徳川全權は謝辭を陳べて、「國際關係は總て基督教の思想に依らねばならぬと申されたが、兎に角米國を支配する大理想は眞に基督教に依らねばならぬと云ふにあるのであつて、何處々々迄も世界平和の爲めと云ふことが強き信念である。

米國が戰爭に參加する時、ウイルソン大統領は戰勝となつても一寸の土地をも受けず又一錢の償金をも取らぬと宣言したが、是れは米國民の意思を代表した言葉である。又教會の同盟は大なるものであつて、新教派の教會三十有餘が同盟し二千何百萬の教會員を有してゐる。此同盟は米國全體の三分の一乃至半分の勢力を有してゐる。そして「戰爭なき世界」絶對の平和主義を宣言して居る。その宣言は十ケ條であるが其の重もなる四ケ條を申すならば、

一、吾人は軍備の大縮少を主張す。

一、吾人は人種の平等待遇を主張す。

一、吾人は基督教的同胞主義が貿易、信條、人種の障壁を根本より打破し得るものと信ず。

一、吾人は戰爭なき世界を信じ、此が成立の爲め努力せん事を期す。

四

ヒューズ氏が華府會議前或る人に對し、今日は生命掛けである。基督教の主義に由つて思ひ切つてやらねばならぬと申したとのことである。私は色々の會議に出席したが、何れの會議に於ても軍備縮少を徹底的に遣りたいと云ふ熱烈な希望を有して居るのを見たのである。華府會議開會中私は綱島牧師と共にハーヂング氏に面會して、日本の信徒は華府會議が成功して軍備縮少の目的を達し、眞の平和を得る樣熱心に祈つて居ると云ふことを申した時に、ハーヂング氏は莞爾として誠に感謝する旨を答へられ、猶ほ祈禱は實に大必要であると申された。神は必ず多數國民の祈りを等閑にし賜はぬであらうと申された。彼れは心の奥底から斯く申されたのである。今日の

時代は單に學術的又は唯物主義のみに由るべきてない。彼の獨逸の如き適者生存の理法に基づき、精力主義軍國主義を主張して所謂權力は正義なりと云ふ信念を有した國てあるが、その最後は怎うてあるか、不幸にして日本にも此氣風が非常に多いのである。

もう一つは共産主義であるが却々行はれない。露國の飢饉はその證據てあつて實に悲慘なる有樣てある。唯一つの道は個人としても國家としても社會としても、基督教に由つて立つより外なしと確信するのである。華府會議に於ける加藤全權の卒直、德川公の社交も宜しかつたが、惜しいかな此人々の胸中に大理想がない。正義人道に對する熱心が乏しい。又世界同胞主義の大精神が燃えて居ないので、實に心元なく思はるゝのである。それと同時に總ての外交官の如きも、眞の基督信者てなければならぬことを沁々と感ずるのである。ヒユーズでもバルフォーアでも二時間乃至三時間堂々と理想と人道を説くが、日本全權には出來得ぬのである。以賽亞書第二章二節乃至四節にある「二すゑの日にエホバの家の山はもろ〳〵の山のいたゞきに堅立ち、もろ〳〵の嶺よりも高く擧り、すべての國は流のごとく之につかん 三 おほくの民ゆきて相語いはん、いざわれらエホバの山にのぼりヤコブの神の家にゆかん、神われらにその道ををしへ給はん、われらその路をあゆむべしと、その法律はシオンよりいでエホバの言はエルサレムより出べければなり 四 エホバはもろ〳〵の國のあひだを鞫き、おほくの民をせめたまはん、斯てかれらはその劍をうちかへて鋤となし、その鎗をうちかへて鎌となし、國は國にむかひて劍をあげず、戰鬪のことを再びまなばざるべし」と云ふが如き大理想大精神がなければならぬ。私は我が國民たる同胞か基督教の平和主義を以つて立ち、正義人道主義に依つて進むべき大覺悟を有せん事を心から祈る者てある

◎新婚間もなく

病毒を受けた上離縁された哀れな女

十四日の午前中大阪地方裁判所民事第二部宇佐美裁判長の係りて新婚早々新夫から惡性の病氣黴毒を感染された上、故なく離縁したので、その夫と夫の實父とに對し二千餘圓の損害賠償の訴を起した事件の辯論が開廷された

原告は大阪市北區天滿橋筋三丁目三一平場富榮(二十五年)、被告は大阪市東區道修町四丁目三枝伊助とその子定直て原告の主張代理人廣瀨、齋藤兩辯護士)によると、原告富榮は增田房次郎外一名の媒酌て大正八年七月廿二日三枝家に嫁し定直と夫婦になつたが、新婚間もなく定直の惡性な病毒を受け、大正九年三月初旬には病益重り、大阪緒方病院へ三週間入院治療を受けたが一向良くならず、その内に定直を始め一家の者は原告を冷遇し、遂に同年四月五日人を介して實家に引取らしめんとの交渉を開始した、原告は病毒を感染された上に堪へ難い虐待を受け、更にこの申込をされたので泣く〳〵實家に歸つた。

一方病勢は益昂じて行くのみて同年五月赤十字大阪病院に入院し、六〇六號の注射や水銀注射を受けその他内服藥杯治療費に百數十圓を費消し治療に努めたため、一時は良くなつたが醫師は何日發病するやも知れぬと言明し、且つ婦人として最も重要な姙娠の機能をこれがため失ふに至つた。

被告定直はその職業上(藥種商)支那に渡航し同地て病毒を受けながら之を秘して原告と結婚したもので、後に至り猛烈な病毒のあるを初めて知つたやうな有樣、されはその父被告伊助は一家に起居せるその子の病氣を知らぬことはなく、共に病氣を秘して成婚せしめた過失があるから前記治療費として合計百八十八圓八十三錢外に二千圓の慰藉金を請求すと云ふのである、原告の富榮はこの訴を起してからも病氣のため京都病院に入院してゐたが、昨年九月二十七日死亡したので、訴訟は同人の母るはと實父安治が受繼した

之れに對し被告側は濱家辯護士を代理人として應訴し、原告の主張を全部否認してゐた。

現代人の心理批判

東洋大學講師 高島平三郎

自然科學萬能主義の惡弊と組織的罪惡

現代卽ち十九世紀末より今日迄の間に於ける現代人の心理に關し研究するならば、勿論善き方面はあるが、今回はその注意し警戒すべき方面を陳べて見やう。大體人間の性情は昔も今も變らぬ。萬葉の歌が矢張現代人の實感を顯はしてゐる。儒敎は立派な敎ではあるが外面を飾る點がある。之に反して萬葉は赤裸々の感情を顯はしてゐるので、實に愉快である。然し吾人は勿論青年壯年老年の時期に依つて心の傾向が違ふ。それと同じく現代と現代以前と區畫して、現代人の注意すべき事柄を考察し、以て修養の參考に資すべきてある。五十年前と今とを比較して見るならば、凡有方面に於て差違あることを發見するのであつて、却々興味のある事柄である。獨逸人が近代人の特性を擧げて申すのに、自己に覺醒して來た。隨つて他の人格を重んずると。若し自己に徹底して他の人格を重んじ、精神的に理解すればデモクラシー其の他の意義を理解することが出來る。然るに現代人は人格を尊重する樣てあるが、偖その反面に憂ふべき傾向が顯れて來た。眞の意味の忠君愛國と云ふことに徹底しなくなつたことてある。そして廟堂に立つ人の如きも此誠意誠心を認むることが出來ないのてある。一般に知識階級の者殊に思想家は悲觀し易いが、之を割引して考へても實に悲觀すべきてある。政府の當局者其の他に關聯せる罪惡を見よ。吾人はその罪惡の根源を調査し充分に廓淸を加へなければならぬ。

十八世紀末より百年又は百五十年間歐米諸國の思想は物質的になつて來た。その原因の重もなる一は知識を欲求する好奇心が發達して來たことである。又實驗的科學は吾人の求知心を發達せしひるに都合が宜しい そして生の享樂が機械其の他物質的發明に由つて進步發達した。然し乍ら此間哲學者が出たか又精神科學が發達したかと申すならば、然らずと申さればならぬ。十八世紀にはカント、ゲーテー其の他の諸學者が出たけれども、十九世紀には一向出ぬのである。ドレパーの書きたる宗敎爭鬪史を見るならば、宗敎が其の神祕を剝がれた事實が書かれてあるが今日の青年は勿論四十歲以上五十歲以下の人ても神の存在を確信する人が誠に少ない。是れは明治の敎育方針が小學には宗敎を話させないのみならず、無巳に攻擊したからである。此方針は確かに誤りてある。小學時代と雖も此宗敎心を助長すべきてある。大體から云ふならば五十歲迄の人は神佛を信ぜぬ。勿論多數の人の內には偉い篤信の人があるだらう。然し全體から見て非常に少ないてあらう。是れは自然科學萬能の結果てある。是等の人々の人生は何となしに淋しく又冷たくて、温かな希望に滿ちた所がない、又現代に於ては一方に於て組織的罪惡を憶面もなく犯すのは世間周知の事柄てある。

活ける敬天の實驗と信敎の道程

諸君試みに五十歲以上の人の心理狀態を研究して見られよ。若し今日樣天道樣と云ふならば、現代の青年は恐らくは失笑するてあらう。併し此老人の人々には此宇宙に人間以上の者があつて、吾々を支配するから惡事を働くことは出來ぬと

の信念が強くある。然るに今日の滿鐵事件や東京市會議員の疑獄事件は怎うであるか、彼等には實に如何なる罪惡を犯しても、恥づべく畏るべきことを知らぬのである。又私は先輩に對し、精神的方面に於て不完全の地位より完全の地位に進むべき向上の道程に關し、質問して種々の研究をすることに興味を有してゐる。又先輩に幼少の時よりの心理上の變化進展の實驗談を尋ねることを非常に喜ぶ者である。そして私は心理學上に關し、東京帝國大學の名譽教授法醫學博士片山國嘉先生に色々の事を承るのであるが、或る時の序に私が先生に御幼少の時に御感じになつてお忘れにならない事がありますかと御尋ねすると、先生は直ぐに感激の態度でお話しをせられたことは、先生の家に居つた下男の言ふた一言である。先生は遠州森町附近の人で素封家に生れられたのであるが、幼少の時六十歲位のお供を連れて親戚の家に參られた。その途中田の中に何か欲しいものがあつたので、それを取らうとせられたとき、そのお供の老翁が坊つちやんお止しなさい天道樣が見て居ると。その時先生は一種のインスピレーションに打たれたと云はうか、神來の感又は靈感に打たれたと云はうか。其の後何年經つても何時も明白に思ひ出さるゝといふ。是は非常に尊いものであつて人格の中核となるのである。

由來人間は何も造ることが出來ないのに却々傲慢である。そこに大いなる心理的缺陷を生じ墮落を惹き起すのである。英國の思想家にして小說家たるウエルゼーと申す人は、現代の心理を憂ひた。そして世紀末の悲哀と云ふ言葉を高唱したので、此言葉が一般に流行して來たのであるが、一方に於て精神哲學者オイケンベルグソンが出たけれども、全人類の唯物的傾向の大勢を挽回することが出來ぬ。大阪の或る實業家の成金が物質萬能主義を高調して徹底的に奢侈を極め、猶ほ肉體的慾望を擅にして妓樓や待合に流連し衛生及道德の法則を破つた爲めに、彼れは恐るべき難病に罹つたのである。此に於てか彼れは多額の金を一人の醫師に提供して之を快する樣にと云ふことを賴んだが、却々さう思ふ樣に行かぬ。そこで幾人かの博士たちに診察して貰つたために、最初からの診療費其他の雜費八萬圓を費消したのである。彼れは斯く物質萬能主義を發揮したが、却々癒らぬので此難病に就いて考へた。即ち病氣は人をして考へしめて一種の哲學者たらしめた、そして彼れは悲觀的となつた。彼れは此自然の環境から脫出することが出來ない。そして病氣は金だけで癒らぬと云ふことを悟つた。その結果梯子酒を飲み遂に死のことや未來の世界を考へ、結局宗教家を訪問して安心立命の道を求むる樣になつたのである。斯くの如き實驗を持つてゐる者は隨分にあると思ふ。

不幸なる青年の懺悔と感謝

又現代の智慧の實を食べた者は昔の宗教を信ずることが出來ぬと申すが、然し精神的に大いなる缺陷を感ずるので、いざと云ふときに此宗教心が喚起せらるゝのである。或る人が楊震の所へ砂金を持つて來て、誰れも見て居らぬから之を受取つて呉れろと申した。その時楊震が答へて誰れも知らぬと云ふか、天知る地知る汝知る吾知るてないかと申して、その砂金を受取らなかつたと云ふ有名の話しがある。然るに今日は罪惡を犯すにも單純にやらないで、組織的に大仕掛けに行ふのである。實に慨歎すべき事柄である。然らば此頹敗せる風紀を廓清するには如何にすべきや、唯南無阿彌陀佛を唱へるだけては不可い。ヘッケルは世界は神だと申した。神とか佛とか法とか道とか言葉は違ふがその精神は一つである。佛教の高僧や儒教の學者は佛を尊び道を重んじた者であるが、今はその信念が薄くなつた。そして世界的にも薄くなつたやうである、今日の政黨政派はどし〳〵惡事

を組んで遣る。そして間もなく倒るゝ、是れではとても善政など行はるべき筈がない。國民全體が此際一大覺醒して高尚なる人格を築き上げ、正義人道の根本たる信仰に歸るべきを痛切に感ずる。

今一つ實感することは近來感謝の念が著しく薄くなつたことである。現代は敵を打ち倒す精神であり、デモクラシーも反感的である。義務を成る可く少なくすることを考へ權利思想のみが無闇に發達して來たが、是れは誤りたる思想であつて、權利を重んずると同時に義務を重んずる正義人道の思想に從ふべきである。そして感謝の念感激の念あつて始めて生活の內容を豊富にし、生存の意義を崇高ならしむることが出來るのである。私が或る時中學の三年生全體に親孝行の話をしたことがある。その時一人の血走つた青年が決然として立つて親孝行の必要なしと斷言した。私は之を開いて呆氣に取られ次に涙が出た。私は何か事情がある事だらうと思ふたものであるから、私の家へ來る樣にと申した處が來た。私は彼れに話して世界の十六億人の內君の父は唯一人母も唯一人である。それに孝行をする必要なしと申さるゝは何等かの事情あらん、願はくばそれを聽きたしと申した處が、その學生が申すのに親は壓制で充分に勉強することが出來ぬからどうしても孝行をする心が起らぬと。私が申すのに君の御兩親は決して子たる君を惡むものでない。親の愛は實に尊いものである。私に欺されたと思ふて父の言に從はれよ。世にはその子を中學に入學せしめ得ぬ親達が隨分あるのに、君は中學に出して貰ふて居る。その事自體が誠に難有いことではないか。兎に角一週間父の言に從つて見よ、そして次の日曜に來られよと申した。彼れは漸々承諾して歸つた。私も如何になり行くかと心配したのであるが、幸に次の日曜に來たので彼れの顏を見ると、丸てその表情が一變して喜びと希望を以て滿ちてゐる。そして申すのに私が全く惡かつたので懺悔しました。親も私の急に變つたのを怪しむ程になり一層私を愛して吳れますと。その後父子の間が益々親しくなり、此青年は帝大を卒業して學士となつた。現代に此學生の最初の態度を執るが如き我儘なる多くの青年があるであらうが、考慮を要すべきことである。

感謝の生涯と社會的責任の極致

大體人間の世界は理窟ばかりてなく、感情の世界と意思の世界がある。勞働爭議は淺ましきことである。是等も識者の大いに考慮すべき緊要の事件である。又世界各國に特有の言葉がある。日本に善い氣味、獨逸にシャーデンロウと申す言葉は日本及獨逸獨特の言葉である。又日本の勿體ないと云ふ言葉は英佛其の他にない。是れは感謝の宗教的意味を含んでゐる。然るに現代の青年に此勿體ないと云ふ觀念がない。私が或る時學校の教場が餘りに亂雑に不潔になつてゐたから、之を掃除した。然るに學生の一人が申すのに掃除するのは結構だ先生毎日遣つたら怎うだと、總て此調子である、師弟の情誼禮節など見ることが出來ぬ。

英國では何でも禮を言ふ即ちサンキューと申すのである。車夫が道路を通行する人に車は如何ですかと勸むれば、その通行人は乘る乘らぬに拘はらずサンキューと申すのである。父が子に對してサンキューと申し教師が生徒より月謝を受取るときもサンキューと申すのである。是れは敵の爲めに祈り又感謝するキリストの大精神から流露したものであると思ふ。日蓮もさうであつて敵を愛し敵に感謝する大精神を有して居つたのである。若し青年の時に感謝する心掛けがあるならば、偉大なる人物となることが出來ると思ふのである。

私は從來斯くの如き演說に登り演壇に立つとき、行つて遣るとか聞かせてやると云ふ觀念を持つたことがあつたけれども、十年以前から其の誤れるを悟り總て感謝して登り感謝して演壇に立つのである。己れの身體の壯健にして演壇に立ち得ること、及多人の同胞兄弟姉妹が聽きに來て吳れる、是等の總てが感謝である。前にも申す通り勞働爭議は誠に苦々しい。資本家も勞働者も感謝すべき所以を悟つて、誠意を以て義務責任を盡すべきである。又諸君が共鳴するならば、毎日三度の食事の時箸を戴いて感謝の意を表したる後食事を執られんことを望む。私は少年の時之を實行したのであるが、其の後實行せなかつた。近年又々實行して今は箸を戴かれば、食事を始むることの出來ぬ習慣となり、子供等にも勵行させてゐる。露國の多くの人々が三度の食事を執り得ずして、飢餓に陷る者頻々てあることを聞くに付けても、御互に感謝の意を顯はすべき善き習慣を造り、その善き習慣より、高尚偉大なる人格を造り上げることを心掛くべきである。(講演大要)

婦人と體力（二）

實踐女學校長　下田歌子

體力の必要

婦人の體力の必要な事は、前申し上げた様に、第一には自己の幸福の爲め、第二には子孫の體格の爲め必要であります。

其の他に尙ほ大切な事があります。夫れは、一且事あつた時の必要であります。此點につきまして歐洲の婦人は、過去五年の戰爭に目覺めて、男子の凡ての勞働に代つて、堪え得べき體力の養成に、特に努力する様になりましたのであります。夫れ之の事に就ても前述致しましたが、左様なれば、一且事あつた時什うして、體力が必要であるかといふ事から、今日は述べて見たいと存じます。

一且事あつた時といふ事は、廣狹二義があります。敢へて、戰爭ばかりではありません。內亂でも又は、暴漢に襲はれた事も其內に含まれるのであります。

此の一且事あつた時、體力が出來て居りませんと、悲慘慘絕の憂目を見なければならないのであります。

最後の戰ひ

近い例は、露國であります。享樂主義に醉つて居りました節は、人爵階級や、智識階級や、更には財產階級といふ事が、無產無智階級や勞働階級に對しまして、威力がありました、辯論の威力で暴力を壓する事も出來ましたが。愈々過激派が暴力を振ふといふ事になりましては、辯論の力も、人爵も財產も智識も何の役には立ちませんで之れ等各階級は、物の見事に腕力に打破されました。腕力といふ事は、取りも直さず體力の强弱から出て來るものであります。夫れてありますから、最後の戰ひといふ事は、腕力で、腕力は體力の强きものが、勝利を得ることになるのてあります。

體力と意氣

露國の場合は、多數が少數に打勝つたともいひ得ますが、要するに上流の、貴族財產智識階級が、金殿玉樓を追ひ出されては、寒氣にも堪え得なかつたといふ。卽ち體力が之れ等に打克つ事が、出來なかつたといふ事が、大なる敗因であります。

多數と少數と申しますが、多數は必らず少數を壓倒するといふに極つた事はありません。凡てに堪え得る身體の所有者でありますれば、假令少數でも多數を壓する事が出來るのであります。夫れは意氣であります。丁度日本が日露戰爭の時の様に、金がなくとも、少數であつても何に糞といふ意氣で戰つて、勝利を得た時様のなものであります。露國の內亂につきましても、上流階級に之の意氣がありましたならば、決してあゝもろくは、露西亞帝國も敗北倒壞しなかつたと思はれます。

意氣ばかりありましても、體力が凡てに對抗し得なければ何の役にも立ちません。斯う考へて來ますと、意氣といふ事も又體力から出るものであります。

ます。

體力の訓練

茲にゆきますと、德川將軍時代の日本の武家教育は、非常によく訓練されて居つたものであります。

上流は永き太平の結果、兎角文弱でありましたが、中流は非常に强かつたのであります。寒中雪を踏んで、素足に草履ばきて、登城の御伴をしたのでありました。丁度今の雪中行軍であります。

夫れでありますから、例の開港攘夷の時、黑船が襲來致しましても、ピクとも致しませんで、不完全な武器で文明の武器に抗せんとしました。誠に蟷螂の斧で龍車に抗ふ様なものでありますが、中流人士の體力の堅實は、此意氣がありました。之の意氣がありましたばかりに、當時の國難を脫する事が出來たのであります。從つて、露國の上流も體力堅實であつたならば、譬へ少數でありましても、決して、かく、もろく、過激派の蹂躪に委する様な事はなかつたと信じます。

婦人の武術

德川の政治の特徵は茲であります、中流を非常に貧乏にしまして、其又相續者は、必らす、鎗術とか、劍術とか、馬術とか、いふものゝ內、何れか一流に達して居らなければ相續する事が、出來なかつた。從つて、武士の家に生れましたものは、寒稽古などをしまして、武を練り體力を必然的に磨いたのであります。夫れでありますから、中流では飽衣暖食をしまして、安逸を貪り、文弱に流れて、風儀を紊す様な事は、絕對に出來なかつたのであります。從つて當時では、女でも小太刀や、薙刀等を習いました。斯うして、馬術や、武を練り體を養ひましたのが、中堅となりまして、彼の黑船襲來の時に、攘夷の意氣となつて表はれたのであります。

獨逸のモルトケ將軍は、嘗つてカイザー皇帝に向ひまして、「軍人には名譽を與へまして、決して金を與へてはなりません」「宜らく肉體は野蕃にして、精神は飽迄文明にせしめなければなりません」と建言しました逸話と同じ事であります。

上古の婦人

日本の婦人の男子を陵駕する體力の所有者でありました事は、史實の上から立證する事が出來ます。

彼の神武皇后の征韓でお分りになると存じます。其當時婦人の御身で、三軍を引卒せられまして、海外に遠征を企てらるゝに就きまして、何人も御身を危ぶむものゝありませんだのは、如何に當時の婦人が、男子の體力を陵駕しまして、戰爭に堪へ得る丈の體力を所有して居りましたかを、立證する事が充分であると存じます。

斯様に優れました體力の所有者であつた日本婦人が什うして、だん〳〵體力が劣つて男子方の從屬になりましたかと申しますに夫れは斯うであります。

平安の婦人

强かつた婦人の體力は、平安朝になりまして、婦人の智識慾が旺盛になりました結果、深窓に引籠りまして、讀書三昧に耽けり、外出する事が絕對になくなりましたから、運動不足から遂ひ、足弱といふ事になり、深窓の人といふ事になり、更に足手纏ひとか、才子多病だとかいふ様な誠に難有からぬ、冠詞や、代名詞を男子方より頂く事になつたのであります。

尤も才子多病と申しますのは、漢語でありまして、日本語ではありませんから支那から輸入しましたものであると申譯が立ちますが、他のは悉く日本語でありますから、之れ

は日本婦人の體力が男子方の足手纏ひになる樣になつた所から名付けられたものと見るより外ありません。

さう致しまして、之の足弱とか、深窓の人とか、又は足手纏といふ事が、果して婦人を稱ぶべき、世界共通語かと申しますと、決してさうではありません。足一度海外に出てますと、斯樣な言葉は、婦人の代名詞にはならないのであります

歐洲の婦人

ヨウロッパの婦人は、登山でも旅行でも、運動でも、乃至は勞働でも、決して男子方の御供や足手纏ひになる樣な事は絶對にありません、或る點に置きましては、婦人の方が優つて居る樣にも思はれます。

之れは私が洋行致しました時の經驗談でありますが、「ホテル」につきますと、西洋の女中さんが出て來まして、輕る〲と私の「トランク」を運んで呉れました

夫れから、私が歸朝致しまして、例の「トランク」の持ち運びを車夫さんに賴みました所、之は重い到底一人では持ち運べないと申しました。左樣して見ますると、西洋の女中さんの方は、日本の車夫さんより力があるとの結論になります

斯らいふ例もある程でありますから、婦人の體力も先天的に男子方の下位にあるものではありません。要するに習慣性をなしたものと存じます。

體力と征服

日本婦人體力の減退は、かく平安朝の文弱から習慣性をなしたものであります。所で平安朝の文弱は、肉體的野蠻な幕府に、征服されました。

幕府側のものは、非常に體力が強よかつたのであります。彼の幕府側の白拍子靜の持ちました薙刀は、今でも上野博物館に、保存されて、あると思ひますが、今の男子方でも一寸振廻し雖ねる事と存じます、靜は二十幾歳を最後と致しましたから、彼の薙刀をつかひましたのは、十幾歳でありましたらうと存じます、何樣に體力の發達しましたものが幕府側にありましたから、平安朝時代の文弱は忽ち征服されたのであります。

現代の婦人

夫れて上古の婦人や、幕府時代の婦人は斯樣に戰爭に堪へ得る樣な、體力の持主でありました夫れあてりますのに、現代の婦人は什うでありますかと申しますに、「女の打つた釘はきかない」「女の縛つた行李はゆるむ」のと男子方から申されまして、婦人も之れをよい事として甘んじて居られます、私は誠に心外な事であると思ひます

從つて力業は一から十迄、男子方の手を籍りなければならない樣な考へを持つて居られたり、歩行する事は卑下した事の樣に誤解して、出入は出來得る丈け、車や自働車に乘つたり、炊事萬端、甚だしい方になりますと、御化粧まで女中の手を籍りなければ耻の樣に心得て居られる人もありますが、之れは大變な間違ひであります。若し人手を籍りる事が出來得ない場合には其人は生活する事が出來ない樣になります。例へば露國の革命の樣な事がありましたとせば、什うであらうか。財産の力も、辯論の力も、人爵の力も何も役に立たない場合は頼むべきは自分の體力でありますから、平素の生活に於きましては何事も出來得る丈け、自分で働きます事が大切で又體力增進の一助ともなるのであります。

男女同權

日本の婦人方も、學校教育の旺んである處から、近來智識慾が非常に昂進しまして、男女同權

といふ事を振廻す樣になりました。之れは誤解してはいけません。西洋の男女同權と申しますのは、體力智力共に男子方に比しまして遜色がないといふ意味であります。男子方をならべて男子方を壓倒する意味ではありません。西洋の婦人方は、行李も縛ります。釘も打ちます。平素の生活に於きまして一々男子方の力を藉りなくても、充分やつていける。卽ち生活の獨立が出來るといふ意味であります。

日本は現在思想過渡期でありますから、斯ういふ事が非常に誤解されまして、女が學問すると鼻を隆くして、家庭の事を顧みないと申しますが之れは甚だ間違つた事であります。鳥なき島の蝙蝠とは斯ういふ婦人をいふのであります。

婦人と智識

夫れはなぜかと申しますに、日本の女子敎育が如何に進みましたと申しましても、まだ〳〵日本の女子敎育は幼稚であります。西洋に比しましても、國內を見ましても、一般婦人の爲めには、男子方の中學に比すべき女學校があるばかりで、高等學校は一つも建てられて居りません。

さう致しますと婦人の智識も、鼻に掛けて家庭の事を顧みない程大したものでもなく、屁理窟をいつて男子方を壓倒するる程誇り得べきものでもありません。假令鼻に掛け得る、男子方を凌駕し得べき樣な、智識がありましても、婦人は依然婦人でありまして受胎といふ事を脫する事が出來ないのであります。夫れでありますから、婦人は先天的家庭の人でありますす、同權と申しますのは、職分に對しましての同權で婦人も屁理窟になつてはいかないといふ事であります。

婦人の智識も必要でありますが、體力が出來て居らないと何の役にも立ちませず、平安朝の婦人の樣になりますから、體力增進といふ事に心掛けなければなりません。壯健なる身體には、健全なる精神が宿ると申しますのも玆であります。

時候の變り目に出る

□ヒステリー患者□

—— ▶東京至誠病院長　吉岡彌生女史◀ ——

氣候の變り目には內部深く潛んでゐた婦人病が、俄に騷ぎ出して神經衰弱の加減を助長して、ヒステリーに罹る方が多い樣であります。大體ヒステリーは內臟に何等の故障なく、反對に氣質には非常な變化があり患者の身體の各部に苦痛を覺えさせ、病氣で苦痛の訴へ方が一定しないで、頭が痛み腰や肢が引吊り夜は眠られず胸に塊が出來て込み上げる樣に思はれる人もあります、處がその翌日は忘れた如く爽快な氣分になつたり、食事も進んだりしますが、病勢が高潮すると一般に憂鬱症に陷り、食物は味を失ひ夜も眠られず、痙攣を起し人に依つては人事不省に陷つたり、癲癇病者の樣になることもあります このヒステリー病は同情を以て視ると際限なく氣の毒なもので、冷靜に見ると我儘病とも見えます。多くは日常の精神修養の足りない婦人が能く罹る樣に思はれます。そして有夫者ならば夫の仕向け方が優柔不斷で愛してゐるかと思ふと隔てがあつたり、自分の働を認したりする樣な夫の妻に多く、夫たる人がテキパキとした性格の場合には少いのが事實であります。若い處女の患者ですと繼母を持つてゐるとか、或は盲目的に娘を溺愛する家庭の產物と云つても好いでせう。そんな氣配の見える前によく本人の心を理解して遣り昂じた場合は理性の勝つた母か夫が、病人を制することが肝心ですが併し同情心を失つてゐてはなりません、成可く患者は明るい室に入れて草花とか樂器などで、愉快に爽快であらしめること。暗い部屋は禁物です。此の頃の時候に不眠症に陷るなどは非常に注意すべき事で何か爲せて、身體に疲勞を起させること、それでも落付かれば胃腸を害しない、程度の眠り藥を服用させるのも宜しいが、胃內に停滯する樣な不消化物を攝取しないことです。

そして常に朝は冷水摩擦を充分にする習慣をつけるのです。又就床前は乾布摩擦を實行してほしいものです。



謎の世界吉原病院日記（十）

元吉原病院看護婦　瀧　原　和　子

八月二十五日（月曜日、晴）

「正義を斷行せんとするところに何故なればこそ斯くも種々のわだかまりがあるのだらう。あゝ私は全く此事について、假令それはほんの少しの間でも神の心を疑つた悲しさ口惜しさの餘り、訴へる術も忘れて泣き伏してしまつた。けれども／＼所詮は人の力で如何ともすることの出來ぬ神の聖旨である。私は矢張り現狀のまゝ直接に不幸なそして可憫な境遇に泣く此の姉妹たちの友となり看取りしながら時期の至るのを待つより他に道はないのだ。待ちに待ち、樂みに樂んでゐた獻身（救世軍士官學校入學）の間際になつて、かかる支障の生ずるのも神に何か深き御心あつてのことであらう。諦めやう／＼、さうだ私は諦らめなければならないのだ。況してや私の奮起を助けて下すつたM少校の御言葉に『誰かに賴まれて入つてゐるんだな』といふ一言があつたのを忘れることは出來ない。何と心外な言葉であらう。充分に理解し合つてゐる筈の此の人から斯かる意外の言葉を頂戴しやうとは。しかし神ならぬ身であればそれも仕方があるまい。彼の下の關病院に於ても私は飽くまで神の使命であると信じて勝手に爲した事を署長樣や先生方が頻りに『誰かに賴まれたんだらう。牧師か？　救世軍か？』と尋れたことがあつたのを思ひ出す。しかし私は口惜しい。女といふものが何時まで意氣地のないものとして取扱はれてゐるのが殘念だ。

八月二十七日（火曜日、晴）

虎列剌の豫防注射で忙がしいこと／＼。全く目が廻つてしまひさうだ。手が少いので自分の勤務を濟ますや否や檢査場を手傳ふ。檢査中一人の入院者が病名や何かを控へてゐる先生の手の上に不意に自分の兩手を置きおろ／＼聲で『先生々々、駄目ですよ。けふはどうぞ／＼助けて下さいね。今度だけて好うございますからさ。私は叱られます／＼』と、ペコ／＼頭を其上に重ねて、先生に書かせまいとする。先生は『何をするんだよ、馬鹿な奴だなあ』と始めは優しく云つてゐらつしやつたが、なか／＼聽き入れぬので、とう／＼怒つてしまはれた。『馬鹿つ、惡くないものを取りはしないんだ。餘計なことをすると其處の警官に引き渡すぞ』と大きな聲で三つ子を脅すやうな口調で怒鳴つてしまふ。彼女は詮方なく泣きながら手を離して去つた。私は可笑しいよりも情なくなつた。そしてしみ／＼女ばかりを強制して男とあれば如何に猛烈な毒を持つてゐる者でも放任して置く此制度を呪はしく思つた。

八月三十日（土曜日、晴）

以前に此處に勤務してゐらしつた三浦樣が遊び旁々久し振りで訪れて下さつた。廊下で行き會つた患者が『あらつ、三浦さん何時かたぎになつて？　ちつとも知らなかつた』と挨拶したとかで三浦さんは隨分馬鹿にしてると歎かれた。彼女等に取つては常に使ひつけてる言葉で、而も彼女等の無智からして生活の方式を換へるを總てかたぎになるといふのだと思つてるのだから等へて見れば憤慨するよりは寧ろ憐れみをかけてやるべきであらう。夜、大文字よりの入院患者と語る。彼女は伊藤の若樣といふ華族が登樓して一晩入百圓も使ひ藝妓を總揚げにして馬鹿騷ぎをした話をしてきかせる。『此の人はね、たつた此の間貰つたばかりの美しいお嫁さんがあるのよ。でも若樣はいつもさう云つてゐるわ、奧樣を嫌ふんぢやないが、こつちの方が氣樂で面白いんだつて。それにまた君達を慰める爲めに折々來るんだから君達大いに騷げ、歌へ、そして呑むが好い。君たちだつて同じ人間ぢやないかつてさ』。罵まれる人道論者よ新妻を汚す汝の罪の大なるを知らぬか。

九月五日（金曜日、晴）

妓等に見せてやるべき書物を求めに神田の救世軍商業部へ行つての歸途、小川町で電車の飛び降りをやり、車掌に笑はれ乍らの注意を受けて恐縮する。斯うしたことを夢中でやつたほど私の足は私の歸院を待てる患者の許に急いでゐたのであつた。しかし私の誠も段々認められて來た。以前は何かと云へばすぐに邸を拂つて田賣り給へ……などと囃し立てた連中も、今では悦んで耳を傾けるやうになつたのみならず、不審の點をわざ／＼此の足らぬ身に聽き訊しに來る者さへも出來て來たのである。今晩は特に二十八號室で澄子の物語りに感心させられた。それは過ぐる日のこと、さも樣子有り氣の一青年（田舍の金満家の息子なりしといふ）が登樓して云ふやう『田舍にゐる時から東京へ行つたら眞先に吉原といふところに行かふと思つてゐたのだ。商用で東京大阪と歩き廻る親父が戻つて來るときつと吉原だ、灘波だ、新地だのつて自分の遊んだところを吹聽するから、もう小供のときからどんなところだらうと何時も考へ

てゐた。俺がだん〳〵成長するにつれて今日では樣に束縛するばかりか相談もしないで緣を賣へといふ、そんな英雄な話があるものか。俺はもう堪らなくなつて今まてさんざ親から聽かされた東京、それも殊に吉原を月當に出て來たのだ。これこの五千圓は此處て使ふ爲めに持つて來たのだから好いやうに使つてくれ。使つてしまつたら死ぬまてだ……』澄子は始めは不眞少年ぢやないかしらと思つたけれどもつき合つてゐるうちに、不眞少年てもなく、語つたことが眞貨てあると分つた。これは大變だ、早くおばさんや御内所に氣附かれないうち諭して使はせぬやうにしなければならぬ。知られたが最後こんな初心な而かも田舍から出たての青年だもの、一とたまりもなく引つたくられてしまふのは知れきつたことだ。と可憐さうに思つたので傘いて耳に口を當て、懇々と諭し、漸く引き取らせた。『これがもう摺れつ枯しの不眞少年だつたら、とても私たちの意見なんか聽くものぢやないから、どうせ何處かの金持ちの物を盜んで來たんだ、こんなときにこそ日頃言ひきかせられてゐる言葉……警察なんかになるべく知られぬやう上手に捲き上げて又働いてゐらつしやいね。私寢て待つてますわ位のところて追ひ返へすんだけれどもね……』『それから其田舍の若者はどうして?』『その後二た月ばかり經つと手紙を寄こしたの。それには彼のときの五千圓は其中三千圓を預金にし、二千圓て君の言葉通り仕事を始めたから安神してくれと書いてあつたわ。今ても手紙だけは缺かさないてくれるんですよ。私あの時ばかりは眞の功德をしたやうに感じて今ても思ひ出すと氣持が好くなりますの』斯う語りながら彼女は小形の讃美歌の本を膝の上ていぢり廻してゐるのを發見した。聽けば家庭に在つた少母時代、父女に隱れて近所の日曜學校へ行つてゐたとか。爲めに此樓元に賣られて來ても一册の聖書だけは離さなかつた。處が内所に見つけられて、こんな本を持つてゐると商賣の妨げになる、と引つたくられてずた〳〵に裂かれてしまつた。一時はもう何もかもお仕舞だ、私の命も……と自暴自棄になつたが生きてゐればやつはり心の慰めが欲しいので親切な客に頼んで、こつそり買つて貰つたのがその讃美歌てあつた。私は涙なしにこの物語りを聽くことは出來なかつた。あゝ危い生命を光明へと引き上げられた田舍の一青年よ、汝に幸ひあれ! そして澄子よ、美しき心を持てる泥中の白蓮、何故汝に救の手は來ないのか。

九月十日(水曜日、雨)

久しぶりに氣持の好い大雨だ。洗すやうに院庭の木々を搖がす。いよ〳〵けふは三月目の勤務交代日、私は内科勤務と決定した。心の中には檢査場を望んでゐたのだが神の御心は『檢査の有様はもう下の幽の長い間の經驗て研究が積んて居る筈だ。粗漏の點に於いて入院を逃がれんとする不正手段の點に於いて地方とは勝るとも劣りはせぬのてあるから、まあ内部に通じて置け、深き計畫あれば……』といふやうに思はれたので滿足する心になる。これに引きかへ荒木樣は檢査場は病院の鬼門なりと云つて切りに厭がつてゐる。『私たちは樓主や巡査のお茶の給仕に來たのてはないのだから……あんな者の顏を見るさへ吐きさうになる。大きな顏をしてどだ〳〵上つて來る奴等にいち〳〵頭を下げて、どうぞ一つ……なんて厭なこつた。樓主の茶くみ、馬鹿にしてる。何ても行けといふなら辭職してやるから好いわ』と看護婦雖て困つてることを知り切つての一方ならざるすれ方。しかし何處に行つたつて嫌なことのないところはないのだから仕方がない

九月十二日(土曜日、雨)

内科勤務に感謝する心が湧いて來た。檢査場とは向ひ合はせなので見まいとしても其厭な狀態が手に取る如く見えて來る。一としきり檢査場の騷ぎが濟んだかと思ふと、見下ろされる三業事務所の前に幾十臺の車を引つぱつた樓主の犬どもが新造仲居の女犬と一しよになつてわい〳〵騷いてゐる。そして可憐な人形の出て來るのを待つて押し上げるやうにして乘つけて出て行くのてある。同勤の青木樣は『きのふはあの車が三十幾臺だつたが、けふは二十五臺よ。立派な足を持ちながらたつた十間か二十間、遠くて二三町位なところをあんなもので乘り廻さなくたつて好ささうなものね』『だからあの人たちは可憐さうなんてすわ。先刻もあの人たちが話してゐたんてすが、自分たちは歩きたいと思つても歩かせられず、世間には自分の樓は斯んな風に妓共を大切にするといふ看板の陰に隱れて實は逃亡を防ぐうまい思ひ付きなのよ。そのくせ車代は皆な妓共に出させるんてすからね、堪らないわ。もつと可哀さうなのはさうした樓主等の魂膽も知らないてお姫樣扱ひだ位て納まつてゐる人達の居ることよ』

九月十五日(火曜日、晴)

病舍に近い三、四の病室、足寄りの好いため、暇な時には入つて種々の話をする。けふも呼ばれるまゝに訪れて話しをしてゐるとK樣やO樣が代る〳〵いらしつて何の話をしてゐるのといふからこんな稼業からても眞面目になれる神樣の話をしてゐるのだと答へた。その夕方婦長樣のところへ呼び出された。あのことだなと心の中に思つてゐると案の定『此の前もAさんを通じて忠告した筈なのに、あなたは矢張暇さへあれば患者のところへ行つてゐるのてすれ。こゝの規則は患者と親しくするのが一番やかましいのてすから以後氣をつけて下さい。第一あんな者に神樣の話なんかしたつて解るものぢやない。寃に角これからは身體の處置をするほか絶對に患者に近づいてはなりませんよ』これくらゐのことて私の心が承知するだらうか。赦して下さい、善を爲したい爲めの手段は又どんな方面に現はれるか知れませんから。

九月十七日(木曜日、晴)

樓主も持てあませば自分も全く自暴自棄だといふ風に投げやりな氣持て入院してゐた大淀事杉山とめ子から退院後の音信があつた。その中の一節に『私は一生懸命にお祈りをしてゐます。けれどもこんな汚れたところて汚れた稼業をしてゐて、ほんとに神樣に濟まないやうな氣がしてなりません。私のやうな者ても神樣は惠んて下さるてせうか。毎晩厭なことばかりしてゐるのてすから神樣のことを考へたりすればするほど空恐ろしくなります。誰も話して下さる人がないので淋しくて仕樣がありません。どうぞあなたを姉樣と呼ばして下さい』心の空虚を訴へた悲痛の叫びよ。私は彼女の淋しさを想ふことが出來る。此の世の中は惡に滿ちてゐる。頼もしげなものは一つもない。しかし生きてゆかればならず、それには矢張り惡いことをしなければならぬ。そして前途を考へると其處に何の光りもないてはないか。それが堪まらなく淋しいのです。

回腐るだけ腐らせろ回

□山脇玄博士の日く□

◎少年法案が議會で巧く行きさうだれ。あれには私は大分文句があるよ。あれは一體北米合衆國の少年法の模倣で、何事も眞似ないでは氣の濟まぬ日本人の惡い癖が復しても此處に一つ出たわけだ。北米合衆國には北米合衆國の國情といふものがある。その國情に顧みて法律が編み出されるのだ。それを不良少年を保護救濟するには一つも二もなく少年法でなければいかぬとあつて、日本に移して來たところが果して國情に適するや否や、甚だ以つて怪しい話で、暫くお目止められて然るべきところだ。

◎少年法の根本根觀は、社會が慈みの親に代つて不良少年少女の面倒を看るといふ心持であつて、道德觀念の進歩の高い歐米諸國に在つてはそんな心持があるだらうが日本人にはこんな高尙な根本觀念は却々見當るまいてはないか。模倣するのも好いが、それには土臺がしつかりしてゐなくてはならぬ。始終ぐら〳〵してゐる精神の上にそんなものを持つて來たつて、豫期しただけの效果は擧がるものではあるまいと思ふ。しかし學ぶは學ばざるに優れりて、いろ〳〵と調べるのは結構なことだ。

◎陪審法が復々問題になつてゐるが、これだとて同じ話だ、人眞似をして後悔せれば好いがと心配してゐる。佛蘭西では今では陪審制度を持て餘ましてゐるではないか。陪審へ持つてゆくと女の勝ちときまつてゐるのだから堪らない。先年時の藏相カイヨー夫人が新聞フィガロの社長を射殺したが、結局夫人は無罪になつてしまつた。世人は呆れ返つてしまつたが尤もの話だ。感情の最も激しい日本に陪審制度を持つて來たつて仕方がなからうてはないか。

◎英國の遣り方は有案に賢明だ。自己を知るの明がある。英國には纒まつた刑法もなければ刑事訴訟法もなければ民事訴訟法もない。それで極めて巧く行つてゐる。一概に綜合的な法律に改めても、それが保守的な國民性に適せず、破綻を生ずるであらうことを知つてゐるのである。何と危な氣のない見上げた態度であらう。

◎權力者の壓迫が近來甚だしいやうだれ。衆議院の有樣はどうだ。政友會もあれだけの力を持つてゐるのだから一つ大政黨の雅量を示して反對黨に云はせるだけ云はせて最後にどん〳〵と突つ放したらどんなものだらう。言論の自由は議會の生命だ。言論までも壓迫するから政友會横暴の聲が起るのだ。官憲にしたところがさうだ。普選の問題で民衆が集合したからつて、何も唯々解散させなくとも好からう。不穩な行動に出たなら始めて解散させてこそ理義を盡した處置であつて文明國の所以であるところのものに合致するのだ。官憲と人民とがもつと〳〵親密に接觸しなくては日本の前途は闇だ。

◎綱紀問題が喧しいが、道德の紊れてゐるには驚くの外はない。東京市疑獄事件、滿鐵事件は以つての外だが、門司築港、明治神宮砂利問題と後から〳〵騒々しいことではないか。斯う上つ調子では駄目だ。公設市場の有樣は近頃どうだらう。始めは一般の小賣値段より遙かに廉價であつたのが、此頃では殆んど違ひのないやうになつてしまつた。量目なんかも隨分だらしのない話だといふ。戰爭中印度、南洋へ擴めた販路が近來漸次消えて行くさうだ。道德を重んじないものが世の中容れられやう筈はない。

◎しかし餘り酷い目に會つたことのない日本人は、行くところまで行つて、そこで思ひきり酷ひ目に會はないうちは却々眼が醒めることではないのだ。腐るだけ腐らせて最早腐るところがなくなつてから、廓淸を試みた方が氣が利いてゐる。今は其時期でないのだらう。我々が口を酸つぱくして叫んだところで見向きもしない有樣なのだから。さうだ、行くところまで行くがよからう。

大正十二年三月十日印刷（毎月一日十日發行）
大正十二年三月十日發行（一部定價金二十錢）

編輯兼發行人　神田區今川小路一丁目三番地　伊藤秀吉
印刷人　本郷區眞砂町三十六番地　佐藤駒次郎
印刷所　本郷區眞砂町三十六番地　日東印刷株式會社
發行所　神田區表猿樂町七番地　廓淸會發行所
電話神田四〇二〇番
振替東京二七〇七二番

（大正七年十一月一日第三種郵便物認可）（大正十一年二月十日印刷納本）（毎月一回十日發行）

大賣捌所　東京堂、東海堂、上洲屋、警醒社、北隆館、[illegible]

定價一册金二十錢